

久留米市地域防災計画

(風水害対策編)

令和 7 年 6 月

久留米市防災会議

＜風水害対策編＞

目

次

第1章 災害応急対策計画

第1節	災害体制の確立	
第1	体制の設置・配備・動員	1
第2	災害警戒本部	3
第3	災害対策本部（水防本部）	4
第2節	情報の収集・関係機関等への伝達	
第1	気象情報等の伝達	8
第2	通信体制の確保	12
第3	被害情報の収集・調査・報告	13
第3節	災害広報・広聴活動	
第1	災害広報活動	16
第2	報道機関への対応	17
第3	広聴活動	18
第4節	応援派遣	
第1	自衛隊の災害派遣	19
第2	広域応援派遣要請	22
第3	要員の確保	25
第5節	水防活動	
第1	水防活動・計画	26
第2	地下空間災害応急対策	26
第3	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の周知	27
第6節	救助・救急・消防	
第1	救助・救急活動	28
第2	消防活動	29
第7節	医療救護	
第1	応急医療活動	31
第2	被災者等への医療	33
第8節	避難	
第1	避難活動	34
第2	避難所の運営	37
第9節	生活支援	
第1	給水活動	40
第2	食料の供給	42
第3	生活必需品の供給	43
第4	救援物資の供給	44
第10節	交通対策	
第1	交通対策	45
第2	交通施設の応急対策	46

第 1 1 節	緊急輸送	
第 1	緊急輸送体制の確立	49
第 2	緊急輸送	50
第 1 2 節	建物対策	
第 1	被災建築物の解体・撤去	52
第 2	応急仮設住宅等の設置	52
第 3	住宅の応急修理	53
第 1 3 節	防疫・清掃	
第 1	防疫活動	55
第 2	し尿の処理	57
第 3	清掃	57
第 4	障害物の除去	58
第 5	動物対策	59
第 1 4 節	行方不明者の捜索・遺体の処置	
第 1	行方不明者の捜索	60
第 2	遺体の処置	60
第 3	遺体の埋火葬	61
第 1 5 節	災害ボランティア等の体制	
第 1	NPO・災害ボランティアの受入れ	62
第 2	災害ボランティア活動への支援	63
第 1 6 節	避難行動要支援者等対策	
第 1	在宅の避難行動要支援者への対応	65
第 2	社会福祉施設入所者等への対策	67
第 1 7 節	文教・保育対策	
第 1	応急保育	68
第 2	応急教育	69
第 3	社会教育施設等の対策	71
第 1 8 節	ライフライン施設等の応急対策	
第 1	電気・ガス施設の応急対策	72
第 2	上水道・下水道施設の応急対策	74
第 3	電気通信設備の応急復旧対策	76
第 4	放送施設の応急復旧対策	78
第 1 9 節	土砂災害応急対策	
第 1	体制の確立	80
第 2	応急活動	81
第 3	土砂災害警戒情報の周知	81
第 2 0 節	災害救助法の適用	
第 1	災害救助法の適用基準	82
第 2	減失世帯の算定基準	83
第 3	災害救助法の適用手続き	84
第 4	救助の実施者及び救助の内容等	85

第2章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧事業
 - 第1 災害復旧事業の推進 89
 - 第2 激甚災害の指定 91
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
 - 第1 被災者への支援 93
 - 第2 地域復興の支援101
- 第3節 災害復興
 - 第1 復興計画作成の体制づくり102
 - 第2 復興に対する合意形成102
 - 第3 復興計画の推進102

第 1 章

災害応急対策計画

第 1 節 災害体制の確立

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第 1 体制の設置・配備・動員	1 体制の設置・配備基準	各対策部
	2 職員の動員	
第 2 災害警戒本部	1 災害警戒本部の設置	各対策部
	2 災害警戒本部の解散	
	3 災害対策本部への移行	
第 3 災害対策本部（水防本部）	1 水防本部の設置	各対策部
	2 災害対策本部の設置	
	3 災害対策本部の組織及び運営	
	4 災害対策本部の解散	

第 1 体制の設置・配備・動員

1 体制の設置・配備基準

風水害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の設置基準により、活動を行う組織・体制を確立し、災害警戒及び応急対策等にあたる。

(1) 情報収集体制

設置基準	・梅雨期、台風接近時などで、久留米市に大雨、洪水又は強風注意報が発表されたとき。 ・その他、災害の発生する恐れがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。
設置等の決定	防災対策課長が判断し、決定する。
職員の配備	総務部防災対策課において、災害に備えるための情報収集・連絡等を行う。 ・責任者 防災対策課長補佐 ・配 備 防災対策課職員 1 名、総務部職員 1 名 ※必要に応じて、各対策部に情報収集要員の配備を依頼する。
廃止基準	対象となる注意報等が解除され、情報収集・連絡など特段の対応の必要がなくなったとき

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害体制の確立

(2) 警戒準備体制

設置基準	・久留米市に大雨、洪水又は暴風警報等が発表されたとき。 ・その他、災害の発生する恐れがある場合で、応急対策などの対応が必要なとき。
設置等の決定	防災対策担当部長が判断し、決定する。
職員の配備	必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の準備等のために、必要に応じて災害対策本部の一部の部を置く。 ・責任者 防災対策課長 ・配 備 統括部、都市施設対策部、上下水道対策部、農政対策部、避難所総括・教育対策部、総合支所対策部及び消防団対策部等において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。
廃止基準	対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。

(3) 災害警戒本部

設置基準	・被害通報等が増加し、警戒準備体制では対応が困難なとき。 ・台風接近時、又は土砂災害警戒判定メッシュ情報に基づき、自主避難所を設置するとき。 ・比較的軽微な規模の災害、もしくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、応急対策が必要なとき。
設置等の決定	防災担当の副市長が判断し、決定する。
職員の配備	必要な応急対策並びに被害が拡大した場合の災害対策本部設置に備えて、災害対策本部に準じて部を置く。 ・責任者 防災対策担当部長 ・配 備 各部において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。
廃止基準	対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。

(4) 災害対策本部

設置基準	・市内に大雨・暴風等特別警報が発表されたとき、又は、大雨、洪水又は暴風雨等により被害が発生し、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・その他、大規模な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、総合的な対策が必要なとき。
設置等の決定	市長が判断し、決定する。
職員配備体勢	・責任者 市長（災害対策本部長） ・配 備 災害対策本部各部において、久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）に基づく要員配備を行う。
廃止基準	災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

2 職員の動員

(1) 職員の連絡

防災対策課（統括部総括班）は、体制の設置・配備が決定されたときは、各対策部総括班に職員の連絡を行う。なお、災害対策本部設置後は、各部連絡員が連絡等を行う。

(2) 職員連絡方法

防災対策課（統括部総括班）は、緊急時職員参集システム（携帯電話メール）により、各部長（各対策部長）及び各部総務（各部総括班）に配備及び動員を連絡する。

各対策部長は、必要な体制及び動員を関係各班長に指示し、各班長は、班員（所属職員）に連絡する。連絡は、緊急時職員参集システム、電話及び庁内放送を用いる。

(3) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は原則として各自の所属先とする。

なお、災害状況等により、やむをえず所属先に参集できない場合は、最寄りの総合支所等に参集する。

(4) 職員報告

所属長（各班長）は、参集した職員の状況を各部総務（各部総括班）に報告し、各部総務（各部総括班）は、防災対策課（統括部総括班）に各部の職員報告を行う。

第 2 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置

防災担当の副市長は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、総務部防災対策課に置く。

(3) 指揮の権限

防災対策担当部長は、災害警戒本部の指揮を行うが、防災対策担当部長の判断を仰ぐことができない場合は、防災対策課長がこれを行う。

(4) 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害体制の確立

■災害警戒本部の活動内容

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 気象情報等の収集・伝達 | ② 河川、がけ地等の警戒監視 |
| ③ 水防活動 | ④ 災害情報の収集 |
| ⑤ 県及び関係機関との連絡調整 | ⑥ 住民への情報伝達 |
| ⑦ 自主避難所の開設 | ⑧ その他、応急対策 |

2 災害警戒本部の解散

防災対策担当部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、防災担当の副市長の承認を得て災害警戒本部を解散する。

3 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部（水防本部）への移行を決定する。

第 3 災害対策本部（水防本部）

1 水防本部の設置

市長は、気象状況又は水位状況等により災害警戒本部では対処できない場合は、水防本部を設置する。

水防本部の組織、活動については「久留米市水防計画書」による。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。統括部総括班は、本部を設置したときは、市庁舎玄関に「久留米市災害対策本部」の標識を掲示する。

(2) 災害対策本部の設置場所

統括部総括班は、市長の指示により災害対策本部を設置する。また、災害の状況により河川防災ステーションや被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

技術班は、市庁舎が災害対策本部としての機能が十分であることを点検し、機能を確保する。

また、統括部総括班は、市庁舎が被災により使用不可能な場合には、次の表に掲げる順位により市の施設等の使用可能性を技術班と協力して調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

＜風水害対策編＞
第1章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立

■災害対策本部等の設置場所

災害対策本部	市庁舎 本部会議室：401会議室 本部事務室：3階301、305会議室 ただし、被害状況に応じて9階防災本部室を本部会議室、 10階一般事務室を本部事務室とする。 代替施設 1 久留米広域消防本部 2 総合支所
現地災害対策本部	河川防災ステーション 被災現場に近い公共施設

(3) 防災関係機関連絡室の設置

統括部総括班は、防災関係機関との連絡調整を図るために市庁舎本部事務室に防災関係機関連絡室を設置し、関係機関から連絡員の派遣を要請する。

(4) 災害対策本部設置の通知

統括部総括班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

① 県防災危機管理局	② 朝倉農林事務所
③ 久留米県土整備事務所	④ 久留米・うきは各警察署
⑤ 久留米広域消防本部	⑥ 近隣市町村
⑦ その他の防災関係機関	⑧ 報道機関
⑨ 校区自主防災組織	

3 災害対策本部の組織及び運営

(1) 指揮

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

第1位 防災担当の副本部長	第2位 その他の副本部長	第3位 総合政策部長
第4位 総務部長	第5位 協働推進部長	第6位 市民文化部長

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部に係る災害応急対策に関する基本的な事項及び重要な事項について協議するため、本部会議を開催する。

＜風水害対策編＞
第1章 災害応急対策計画 第1節 災害体制の確立

■本部会議の構成・所掌事務

構 成	本部長、副本部長、本部付及び本部長
協議事項	① 災害応急対策の基本方針に関すること ② 被害情報の分析及び対応策に関すること ③ 避難所の開設に関すること ④ 避難の指示等に関すること ⑤ 警戒区域の設定に関すること ⑥ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること ⑦ 国・県及び他市町村、その他関係機関及び団体に対する協力要請に関すること ⑧ 災害救助法適用要請に関すること ⑨ 災害対策本部配備体制の変更及び廃止に関すること ⑩ その他災害対策に係る重要な事項に関すること

(3) 災害対策本部の構成

災害対策本部に部を置き、部長、副本部長、班長、副班長及び班員をもって構成する。

■災害対策本部の組織構成

対策部名	対策部に属する班	対策部を構成する部局等
統括部	総括班、情報分析班、情報収集班、調整班、広報班、人事班、東京事務所班、財政班、情報システム班、車両班、契約指導班、出納班	総合政策部、総務部 協働推進部
議会調整部	議会班	議会事務局
避難所総括・教育対策部	教育・避難班、学校避難所・庶務班 学校施設班	教育部
避難・保育対策部	子ども未来総括班、保育班、一般避難所班	子ども未来部
避難・ボランティア支援対策部	ボランティア支援班、地域避難所・地区連絡班	協働推進部
救護対策部	健康福祉総括班、医療庶務班、医療救護班、地域福祉班	健康福祉部
衛生対策部	環境総括班、環境班、清掃班	環境部
相談・調査対策部	市民文化総括班、調査班、文化施設班、市民支援班	市民文化部
物資・商工対策部	商工総括班、物資管理班、物資調達班、物資受入班、輸送班、観光班、競輪場施設班	商工観光労働部 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局
農政対策部	農政総括班、農政支援班、農林業被害対策班、農林業用施設対策班、生鮮食料品集荷班	農政部
都市施設対策部	都市建設総括班、技術班、公園土木班、住宅班	都市建設部
上下水道対策部	上下水道総括班、上下水道資材班、	上下水道部

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害体制の確立

	上下水道広報班、水道施設対策班、下水道施設対策班、浄水管理センター班、浄化センター班、地域事務所班	
総合支所対策部	総合支所総括班、衛生建設産業班、避難福祉支援班	総合支所
消防団部	消防団総括班、消防団班	総務部、消防団

(4) 連絡員

災害対策本部事務室に、各部から連絡員 1 名を本部事務局（調整班）要員として配置し、本部と各部との連絡調整にあたる。

(5) 調整会議

応急対策の実施に関する各部間の情報共有化、活動調整等を行うために、本部事務局長、本部事務局次長、統括部の班長及び各対策部副部長（部次長等）で構成する調整会議を設置する。

4 災害対策本部の解散

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係部等において継続して対処する。

【資料編】

久留米市災害対策本部条例（資料 2 1）

久留米市災害対策本部規程（資料 2 2）

久留米市災害対策本部運営要綱（資料 2 3）

久留米市災害対策本部組織図（資料 2 4）

久留米市災害対策本部事務分掌表（資料 2 5）

久留米市災害対策本部等配備人員（動員計画）（資料 2 6）

その他災害応急対策に必要な事項等

第2節 情報の収集・関係機関等への伝達

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 気象情報等の伝達	1 気象情報等の発表	総括部総括班、情報収集班、情報分析班、総合支所総括班
	2 水防警報等の発表	
	3 土砂災害警戒情報の発表	
	4 気象情報等の伝達	
	5 異常現象発見時の通報	
第2 通信体制の確保	1 災害時の通信	総括部総括班、情報収集班、情報分析班、技術班、総合支所総括班
	2 その他の通信設備の利用	
第3 被害情報の収集・調査・報告	1 情報の収集・整理	技術班、情報収集班、情報分析班、総合支所総括班、衛生建設産業班、各班
	2 被害調査	
	3 災害報告	

第1 気象情報等の伝達

1 気象情報等の発表

1 気象情報等の発表

(1) 特別警報・警報・注意報等の定義

種 類	定 義
特別警報	重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものをいう。
警 報	重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものをいう。
注意報	災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表するものをいう。
気象情報	気象官署が気象等の予報に係るある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」及び福岡県を対象とする「福岡県気象情報」を発表する。

(2) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報・特別警報を発表している。

平成22年5月27日から、気象警報・注意報は市町村を対象として発表しており、また、平成25年8月30日からは特別警報の運用を開始している。

なお、警報・注意報の細分区域は、県内では福岡地方、北九州地方（北九州・遠賀地区、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部、筑後南部）に区分され、本市は筑後地方（筑後北部）に該当する。

＜風水害対策編＞

第1章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・関係機関等への伝達

■特別警報・警報・注意報等の種類

種類	内容
特別警報	気象現象などによって、重大な災害が起こるおそれ著しく大きいと予想される場合に、警戒を呼びかけるために発表する。気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地滑りなど）※ ¹ 、高潮、波浪、浸水※ ¹ の特別警報がある。
警報	気象現象などによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警戒を呼びかけるために発表する。気象（暴風雪・暴風・大雨・大雪）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地滑りなど）※ ¹ 、津波、高潮、波浪、浸水※ ¹ 、洪水の警報がある。
注意報	気象現象などによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を呼びかけるために発表する。気象（風雪・強風・大雨・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷）、地面現象（山崩れ・崖崩れ・地滑りなど）※ ¹ 、津波、高潮、波浪、浸水※ ¹ 、洪水の注意報がある。
指定河川洪水警報・注意報	福岡県の場合、福岡管区気象台は河川管理者である筑後川及び遠賀川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）と共同で、洪水予報指定河川（筑後川、遠賀川、彦山川、矢部川、山国川※ ² ）の洪水に対する水防活動のために警報・注意報の発表を行っている。

※1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

※2）山国川は県境にあるため大分地方気象台と山国川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）が共同で行っている。

(3) 火災気象通報

福岡管区気象台は、消防法第22条に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び通報を行う。ただし、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域、時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

市長は、知事からこの通報を受け、必要であると認めたときは、火災警報を発表することができる。

■火災気象通報の基準

次のどちらかを満たす場合

- ① 実効湿度が60%以下かつ最小湿度が40%以下（乾燥注意報の基準と同一）
- ② 平均風速12m/s以上（強風注意報（陸上）と同一）

(4) 火災警報

市長は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- ① 消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき。
- ② 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

2 水防警報等の発表

知事は、福岡管区気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めたときは、水防警報を発令し、久留米市等の関係水防管理者に通知する。

また、国土交通省九州地方整備局と福岡管区気象台は、筑後川において洪水のおそれがあると認めたときは、洪水予報を発表し、県を通じて久留米市等の水防管理者に通知する。

水防管理者（市長）は、水防警報、洪水予報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

3 土砂災害警戒情報の発表

県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努めるものとする。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(1) 発表対象地域

柳川市、筑後市、大川市、大木町、大刀洗町を除く福岡県内全市町村

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(3) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にする。

しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

■異常現象の種類

気象に関する事項	気象現象・・・大雨、竜巻、強い降ひょう等 地面現象・・・地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	水位の上昇、堤防の水もれ、亀裂等

第2 通信体制の確保

1 災害時の通信

(1) 通信機設備の利用

災害時には、次の通信施設を活用する。

統括部総括班、技術班及び総合支所総括班は、災害発生後、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
	IP無線	災害対策本部～災害現場・避難所・防災関係機関
口頭	伝令	災害対策本部会議～各班・市内防災関係機関

(2) 窓口の統一

統括部総括班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には総括部情報収集班から通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

2 その他の通信設備の利用

統括部総括班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

予め契約し、設置した「災害時優先電話」により、緊急時の発信用電話として使用する。

(2) 専用通信施設の利用

電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定による他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

■利用できる機関

① 自衛隊	② 九州地方整備局	③ 大阪航空局	④ 県（防災行政無線）
⑤ 警察	⑥ 第七管区海上保安部	⑦ 福岡管区気象台	⑧ 九州旅客鉄道株式会社
⑨ 九州電力送配電株式会社	⑩ 福岡県トラック協会	⑪ 久留米ガス株式会社	

(3) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

第3 被害情報の収集・調査・報告

1 情報の収集・整理

(1) 情報の収集

各部は、所管施設等に関する危険情報及び被害情報を収集する。

施設等管理者たる各班は、災害が発生するおそれがある場合に、市域の河川、がけ地等を巡視し、警戒を行うとともに、危険情報及び被害情報を収集する。

なお、危険があると認められる箇所については、本部又は当該管理者に通報し、危険箇所に警戒要員を配置して監視を行う。

(2) 情報の整理

各部総括班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した情報、応急対策の実施状況等を集約し整理し、情報収集班に提出する。

情報収集班は、通信事務従事者を指名し、各部連絡員と連絡協調を図り、災害情報、被害情報の収集、集約及び整理を行う。なお、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

情報分析班は、集約された情報の分析と災害救助法の適用についても検討し、災害対策本部に諮る。

■収集する情報

① 人的被害	② 建物被害
③ 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況	④ 避難の状況
⑤ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況	⑥ 応急対策の実施状況
⑦ 交通機関、道路の状況	⑧ ガス・電気・水道・下水道・電話等生活関連施設の状況
⑨ 県への要請事項	⑩ その他必要な情報

2 被害調査

(1) 被害の調査

各調査担当班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班及び調査対象は、次のとおりである。なお、被害調査は、「被害状況判定基準」による。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当班	調 査 対 象
調査班、避難福祉支援班	住家被害、人的被害、被災者支援ニーズ
農林業被害対策班、農林業用施設対策班、衛生建設産業班	農畜産物被害、農業用施設被害、林業被害
商工総括班、物資調達班、観光班、競輪場施設班、衛生建設産業班	商業被害、工業被害、観光施設被害、競輪場施設被害
技術班、公園土木班、住宅班、衛生建設産業班	道路等、橋梁、河川等、公園施設、市営住宅被害
水道施設対策班、浄水管理センター班、下水道施設対策班、浄化センター班、衛生建設産業班	水道施設被害、下水道施設被害
医療庶務班	医療施設被害
清掃班、衛生建設産業班	清掃施設被害
地域福祉班	福祉施設被害
学校施設班	学校施設被害
保育班	保育施設被害
地域避難所・地区連絡班	校区コミュニティ施設等自主避難所施設被害
文化施設班	文化・社会教育施設被害

(参考) 危険物施設被害…消防本部

都市ガス施設被害…久留米ガス株式会社

(2) 被害調査の提出

各部総括班は、各調査担当班が調査した結果を、速やかに災害対策本部支援システムに入力し、情報収集班に提出する。

3 災害報告

(1) 報告内容

情報分析班は、災害情報及び被害状況の集約及び分析を行い、「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき県に報告する。報告の種類、内容は次のとおりである。

総務省消防庁への報告は「火災・災害等即報要領」に基づく。

＜風水害対策編＞

第1章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・関係機関等への伝達

■県への報告の種類・内容等

報告の種類	内 容	様式	報告の方法	報 告 先
災害概況即報 (即 報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	第1号	電話 (FAX) 又は無線	県地方本部
被害状況報告 (即 報)	○被害状況が判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害状況報告 (詳 報)	○災害発生後、5日以内	第2号		
被害状況報告 (確定報告)	○応急対策終了又は災害対策本部解散 後、15日以内に報告	第3号	文書 (2部)	県災害対策 本部

(2) 報告先

情報分析班は、災害報告を県地方本部、又は県防災危機管理局に行う。福祉、保健、環境、商工業、農林水産業、土木関係の被害状況は、関係する県出先機関に報告する。

また、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をする。

■消防庁への直接即報基準

(風水害) ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
--

※火災・災害等即報要領より一部抜粋

【資料編】

注意報及び警報の種類並びに発表の基準（資料27）

福岡県災害調査報告実施要綱（資料28）

被害の判定基準（資料29）

県地方本部が機能していない場合の報告先（資料30）

火災・災害等即報要領（資料39）

第3節 災害広報・広聴活動

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1 災害広報活動	1 災害時の広報	広報班、総合支所総括班、消防団班、消防本部
	2 避難所における広報	
第2 報道機関への対応	1 報道機関への要請	広報班
	2 記者発表	
第3 広聴活動	1 相談窓口の設置	市民支援班、調査班、広報班、住宅班、地域福祉班、総合支所各班、各部
	2 被災者相談	
	3 被災者ニーズの把握	
	4 広報	

第1 災害広報活動

1 災害時の広報

(1) 警戒期及び災害発生直後の広報活動

広報班、総合支所総括班、消防団班及び消防本部は、災害の発生するおそれがあるとき又は特別警報が発表された時や災害発生直後には、住民等に対し緊急速報メールや各種 SNS、d ボタン広報誌、広報車又は現場広報等の方法で、危険情報の伝達や避難等の広報を行う。

また、広報班は、災害協定に基づき、民間事業者に上記等の広報を依頼する。

(2) 応急活動期の広報

広報班は、応急活動時には、IP 無線、テレビ、ラジオ、広報紙や各種 SNS、d ボタン広報誌等にて広報する。

また、広報班は、各班からの広報依頼により広報すべき内容等を集約し、報道機関への要請及び広報紙や各種 SNS、d ボタン広報誌等の作成を行う。各部は、市民等への周知が必要な情報等を文書等で提出する。

(3) 臨時災害放送局の開設

広報班は、災害の状況に応じて九州総合通信局との協議により、臨時災害放送局を開設し伝達する。

■広報の手段と内容

時 期	手 段	内 容
警 戒 期 災害発生直後	メール・架電 市ホームページ 市公式LINE IP無線 広報車 現場指示 テレビ ドリームスエフエム による緊急放送 dボタン広報誌 防災メール・まもるくん 防災アプリ・まもるくん 等	① 危険情報に関すること ② 避難情報に関すること ③ 避難所の設置に関すること
応急活動期	メール 市ホームページ 市公式LINE IP無線 広報車 テレビ ラジオ 広報紙 dボタン広報誌 防災メール・まもるくん 防災アプリ・まもるくん 等	上記に加え ① 災害応急対策の実施状況に関すること ② 電気・ガス・水道等の供給に関すること ③ 安否情報に関すること ④ 相談窓口の設置及び相談内容に関すること ⑤ 災害復旧の見通しに関すること

2 避難所における広報

広報班及び総合支所総括班は、避難所従事職員に対し、広報に必要な情報や資料を提供する。

避難所従事職員は、避難所の住民運営組織、地域住民ボランティア等と連携して、次の方法で避難者に情報を伝達する。

■避難所における広報の方法

- ① 広報紙の配布
- ② 避難所広報板の設置
- ③ 避難所運営組織による口頭伝達

また、必要に応じて、教育・避難班は、各対策部と調整し、手話通訳や外国語通訳等を避難所に派遣し、障害者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

第2 報道機関への対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

広報班は、次の場合、県を通じ、NHK福岡放送局に対して放送要請を行う。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、直接要請することができる。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 3 節 災害広報・広聴活動

■放送要請の内容

要 請 先	県防災危機管理局又はNHK福岡放送局（緊急やむを得ないとき）
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ① 事態が切迫し、避難指示、緊急安全確保や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ② 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のために特別の必要がある こと
要請方法	様式を送付

(2) 取材自粛の要請

広報班は、報道機関に対して避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

2 記者発表

広報班は、報道機関に対しファックスによる速報を行うとともに、市ホームページに掲載する。
また、必要に応じて記者会見場を設置し、情報を報道機関へ提供する。

第 3 広聴活動

1 相談窓口の設置

市民支援班及び避難福祉支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、必要に応じて市庁舎に相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、災害の状況等に応じて相談窓口には各班の担当者を置く。

2 被災者相談

相談窓口で扱う事項は、災害状況により決定し、マニュアルを作成し対応する。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

3 被災者ニーズの把握

調査班ほか各部が被害調査等を実施するときは、被災者ニーズの把握に努め、聞き取り等をした内容については、情報収集班に提出する。

4 広報

広報班は、相談窓口の設置と扱う主な内容について、市ホームページ、各種 SNS、d ボタン広報誌、ラジオ、広報紙等により広報する。

【資料編】

相談窓口の主な内容（資料 3 1）

第4節 応援派遣

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 自衛隊の災害派遣	1 災害派遣要請依頼	統括部総括班、人事班
	2 自主派遣	
	3 自衛隊の受入れ	
	4 自衛隊の活動	
	5 撤収要請依頼	
第2 広域応援派遣要請	1 市町村及び関係機関への要請	統括部総括班、人事班、消防本部
	2 県への応援要請	
	3 指定地方行政機関等への要請	
	4 応援隊の受入れ・活動支援	
	5 応援隊の撤収要請	
第3 要員の確保	1 労働力の確保	人事班
	2 労働力確保の要請	

第1 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で次の事項を明らかにして依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

統括部総括班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡）先	県防災危機管理局
連絡方法	電話又は口頭で行い、事後文書送付
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請依頼する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第4師団長
久留米駐屯地	久留米市国分町	0942-43-5391	第4高射特科大隊

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 4 節 応援派遣

2 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等を自主派遣することができることとなっている。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
- ④ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 自衛隊の受入れ

(1) 受入れ体制

統括部総括班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要器材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	市が指定した場所
交渉窓口	① 統括部総括班を連絡窓口とし、人事班が受け入れ支援を行なう。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 臨時ヘリポートの設置

ヘリコプターの応援を要請した場合は、統括部総括班は、臨時ヘリポートの準備を行う。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2 市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 4 節 応援派遣

■経費の負担範囲

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

4 自衛隊の活動

(1) 災害発生前の活動

自衛隊は、災害発生前には次の活動を行う。

■災害発生前の自衛隊の活動

連絡班及び偵察班の派遣	① 連絡班 災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。 ② 偵察班 災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。
出動準備体制への移行	① 司令部の体制 災害の発生が予想される場合には、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。 ② 部隊の体制 部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

(2) 災害発生後の活動

自衛隊は、災害発生後には次の活動を行う。

■災害発生後の自衛隊の活動

要請依頼の範囲	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助活動に優先して、捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 4 節 応援派遣

	の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び 防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急 輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 撤収要請依頼

本部長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

第 2 広域応援派遣要請

1 市町村及び関係機関への要請

(1) 福岡県内市町村間の相互応援協定

本部長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県知事又は他市町村長に対し応援を要請する。統括部総括班は、これらの要請事務を行う。

(2) 中核市間の相互応援協定

本部長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「中核市災害相互応援協定」に基づき、協定市長に対し応援を要請する。統括部総括班は、これらの要請事務を行う。

(3) 近隣との消防相互応援協定

本部長又は消防本部消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき応援締結先の消防機関に応援を要請する。

統括部総括班及び消防本部は、これらの要請事務を行う。

(4) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防本部消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、代表消防機関（福

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 4 節 応援派遣

岡市消防局)等を通じて消防応援を求める。なお、航空応援が必要な場合は、県を通じて要請を行うが、同時に応援先の消防長にも連絡を行う。

統括部総括班及び消防本部は、これらの要請事務を行う。

■応援要請の種類

第一要請	現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第 2 条 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

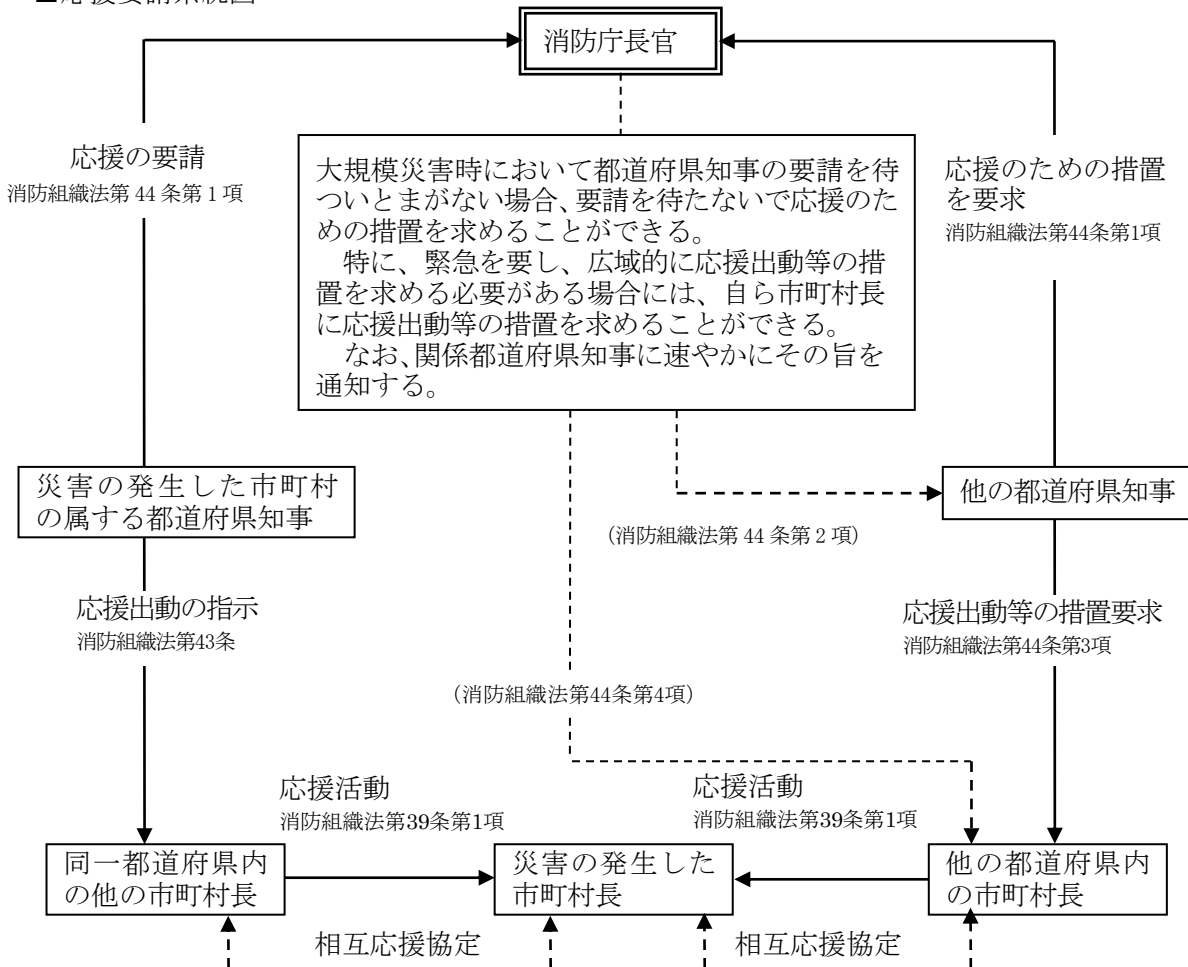
(5) 緊急消防援助隊

本部長は、県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県緊急消防援助隊受援計画」(平成 29 年 3 月策定)に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

情報提供、通信運用、集結及びヘリコプター離着陸場予定場所、補給体制

■応援要請系統図



＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 4 節 応援派遣

2 県への応援要請

本部長は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。統括部総括班は、これらの要請事務を行う。

■県への応援要請手続き

要 請 先	県防災危機管理局	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

3 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について県知事に対し斡旋をもとめる。統括部総括班は、これらの要請事務を行う。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋をもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・斡旋要請	① 派遣の要請・斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 斡旋：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

4 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

人事班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先、食料、資機材、滞在に必要な生活設備等の手配を物資調達班、輸送班、上下水道資材班と連携して行う。

(2) 現場への案内

人事班は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

5 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。統括部総括班は、これらの手続きを行う。

第 3 要員の確保

1 労働力の確保

人事班は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■労働力確保の手段

- ① 災害対策実施機関の関係者等の動員（第 4 節第 2 参照）
- ② 公共職業安定所による労働者の斡旋
- ③ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員

2 労働力確保の要請

人事班は、久留米公共職業安定所に対し次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■公共職業安定所への要請事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 必要労働者 | ② 男女別内訳 |
| ③ 作業の内容 | ④ 作業実施機関 |
| ⑤ 賃金の額 | ⑥ 労働時間 |
| ⑦ 作業場所の所在 | ⑧ 残業の有無 |
| ⑨ 労働者の輸送方法 | ⑩ その他必要な事項 |

【資料編】

福岡県消防相互応援協定書（資料 1 4）

福岡県広域航空消防応援実施要綱（資料 1 5）

第5節 水防活動

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1 水防活動・計画		各対策部
第2 地下空間災害応急対策	1 洪水情報等の伝達	統括部総括班、情報分析班、消防団班、消防本部
	2 避難活動	
	3 警戒活動	
	4 応急対策活動	
第3 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の周知		

第1 水防活動・計画

水防管理者（市長）は、市内の河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、水防活動を実施する。
なお、水防活動に関しては、「久留米市水防計画」に基づいて実施する。

第2 地下空間災害応急対策

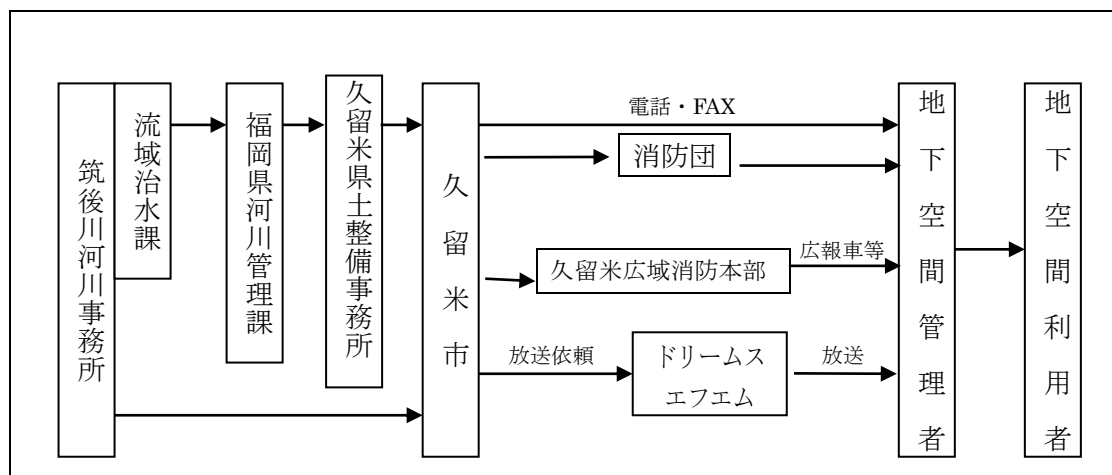
1 洪水情報等の伝達

情報分析班は、国土交通省九州地方整備局等から得た洪水に関する情報等を、地下施設において浸水被害が発生するおそれがある場合に、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。

特に不特定多数の者が利用する地下施設については、情報分析班から電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、洪水情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

■地下空間管理者等への情報連絡体制



2 避難活動

本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、統括部総括班の指示のもと消防団班を通じて、適切な避難誘導を実施する。避難指示、避難誘導等の避難活動に関する詳細は、第8節「避難」に示す。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

3 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防署へ通報する。

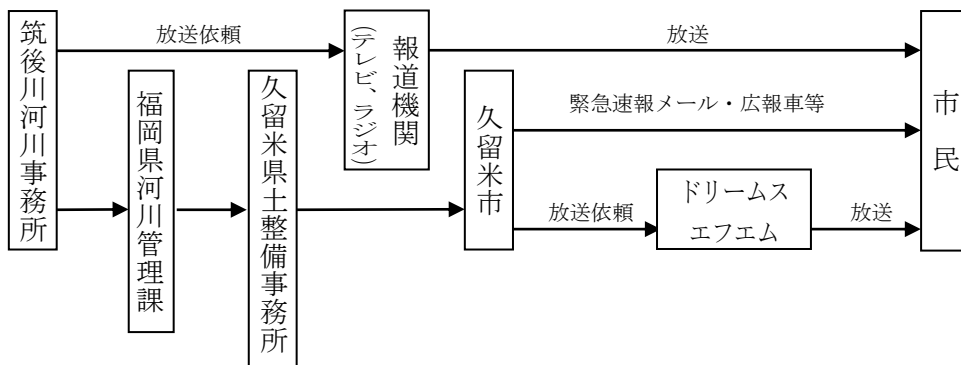
4 応急対策活動

市は、県及び関係機関と連携のもと、収集連絡された情報に基づく判断により応急対策の実施体制を確立するとともに、各章に定めた計画に基づき、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急、医療活動等を実施する。

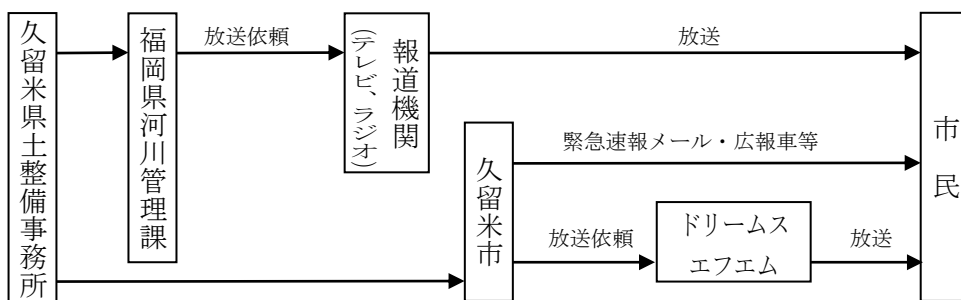
第3 氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の周知

市は、筑後川河川事務所長及び久留米県土整備事務所長から、水位観測地点において、氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が通知された時は、速やかに市民への周知をはかるものとする。

■国管理河川



■県管理河川



【資料編】

重要水防箇所一覧（資料5）

第6節 救助・救急・消防

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第 1 救助・救急活動	1 救助情報の収集	統括部総括班、消防団班、消防本部
	2 救助活動	
	3 救急活動	
第 2 消防活動	1 情報の収集・連絡	情報収集班、消防団班、消防本部
	2 消火活動	

第 1 救助・救急活動

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、消防本部又は警察署等へ通報する。

(2) 要救助者情報の収集

消防本部及び消防団班等で災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助者情報を収集し、消防本部を通して、さらに災害対策本部に連絡する。災害対策本部は、消防本部及び警察署等に通報された情報を収集し管理する。

また災害対策本部及び救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を行う。

2 救助活動

(1) 救助隊の編成

消防本部は、救助隊を編成し、救助資機材等を準備し要救助者情報をもとに災害現場に出動する。

(2) 応援要請

統括部総括班は、災害の状況等により消防本部で編成する救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、常備消防相互応援協定等に基づく応援要請、警察署の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に応援要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設組合等に出動を要請する。

(3) 救助活動

消防本部は、装備資器材を活用して、救助活動を実施するとともに、救助活動を指揮する。この場合、現場に出動した消防団班、警察署及び自衛隊等と連携し、活動を実施する。

＜風水害対策編＞
第1章 災害応急対策計画 第6節 救助・救急・消防

(4) 市民・自主防災組織・事業所の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

3 救急活動

消防本部は、災害現場から救護所又は医療機関等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、ドクターカー、ドクターヘリ、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

また、市内の搬送先病院で収容できない場合は、市外への病院へ救急車で搬送する。

消防本部は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、ドクターヘリの要請、または県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 消防活動

1 情報の収集・連絡

消防本部は、市民、警察署等から火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。なお、収集した情報を整理し、情報収集班に提出する。

■収集する情報の種類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 火災の発生状況② 通行可能な道路の状況③ 無線通信の状況④ 使用可能な消防水利の状況 |
|---|

2 消火活動

(1) 消火活動

消防本部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、効率・効果的に消防力を投入する。② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、消防警戒区域を設定し、安全な避難誘導に努める。⑤ 病院、避難所等、緊急輸送道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。⑥ 市民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |
|--|

＜風水害対策編＞

第1章 災害応急対策計画 第6節 救助・救急・消防

(2) 消防広域応援要請

本部長又は消防本部消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

消防本部は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受入れと現場への案内等の活動支援を行う。

(3) 市民・自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(4) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

【資料編】

福岡県消防相互応援協定書（資料１５）

福岡県広域航空消防応援実施要綱（資料１６）

第7節 医療救護

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 応急医療活動	1 救護班の編成・派遣	医療庶務班、医療救護班
	2 救護所の開設	
	3 救護所での活動	
	4 医薬品・医療資器材等の確保	
	5 後方医療体制の確立	
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	医療庶務班、医療救護班、教育・避難班、広報班
	2 心の医療活動	
	3 医療情報の提供	

第1 応急医療活動

小規模な災害の場合は、原則として救急指定病院等に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。同時に多数の傷病者が発生した場合は、災害現場近くに救護所を設置して応急医療にあたる。

1 救護班の編成・派遣

医療庶務班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成・派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、県に対し福岡県DMAT・DPAT等の派遣要請や市外の公立病院その他の応援要請を行う。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■救護班の編成基準

医師	1人～2人（うち班長1人）
薬剤師	1人
看護師（保健師）	3人～4人（うち班長等1人）
事務及び連絡員	1人
運転手	1人

■医師会等への伝達・要請事項

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 災害の種類、規模、発生場所 | ② 必要とする救護班数 |
| ③ 救護所の設置場所 | ④ 資器材等の状況 |
| ⑤ その他 | |

2 救護所の開設

(1) 救護所の決定

医療救護班は、被災情報から医師会と連絡をとり、救護所の設置場所を決定する。
救護所は、原則として災害現場に最も近い避難場所とする。

(2) 救護所の設置

医療救護班は、救護所となる施設に医療用資器材、電源等、応急医療に必要な資器材を搬送し設置する。

3 救護所での活動

救護所に派遣された救護班は、次のような活動を行う。

■救護所での活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定③ 負傷者の応急処置④ 助産⑤ 死亡の確認⑥ 遺体の検案 |
|---|

4 医薬品・医療資器材等の確保

(1) 医薬品・医療資器材等の確保

医療庶務班は、薬剤師会、薬品事業者から医薬品、医療資器材を確保する。不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

入手が困難なときは、県を通じて医薬品事業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

医療庶務班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。

また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 後方医療施設の確保

医療庶務班は、医師会等からの医療情報をもとに、重症者を収容する災害時救急病院を確保する。市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市内の災害拠点病院又は近隣の災害拠点病院に収容する。

(2) 後方医療施設への搬送

救護所から市内の災害時救急病院又は市内の災害拠点病院へは、医療救護班が調整の上、救急車又は市有車両等で搬送する。

交通の状況により災害拠点病院への搬送が救急車等では困難な場合は、医療庶務班が、県、自衛

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 7 節 医療救護

隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■後方医療施設（令和 5 年 5 月 1 日現在）

市内災害時 救急医療機関	医療法人楠病院	久留米市日吉町 115	0942-35-2725
	弥永協立病院	久留米市六ツ門町 12-12	0942-33-3152
	新古賀病院	久留米市天神町 120	0942-38-2222
	医療法人松風海内藤病院	久留米市西町 1169-1	0942-32-1212
	JCHO 久留米総合病院	久留米市櫛原町 21	0942-33-1211
	神代病院	久留米市北野町中川 900-1	0942-78-3177
	富田病院	久留米市城島町四郎丸 261	0942-62-3121
	安本病院	久留米市三潯町玉満 2371	0942-64-2032
災害拠点病院	久留米大学病院	久留米市旭町 67	0942-35-3311
	聖マリア病院	久留米市津福本町 422	0942-35-3322
	田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田 892	0943-72-2460
基幹災害拠点病院	国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700
第 3 次 救急医療機関	久留米大学病院	久留米市旭町 67	0942-35-3311
	高度救命救急センター		
	聖マリア病院 救命救急センター	久留米市津福本町 422	0942-35-3322

第 2 被災者等への医療

1 避難所での医療活動

避難所生活が長期化するときは、教育・避難班及び医療救護班が連携して、避難所内に救護所を設置し、医師会等に対して巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

2 心の医療活動

医療救護班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

災害の規模、状況によっては、県に対し D P A T の派遣要請を行う。

3 医療情報の提供

医療庶務班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報班に依頼し広報紙等で市民に提供する。

第8節 避難

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1 避難活動	1 避難情報の周知	統括部総括班、消防団班、地域福祉班、車両班、総合支所総括班、教育・避難班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班、消防本部
	2 避難所の開設	
	3 避難誘導	
	4 避難者の受入れ	
	5 警戒区域の設定	
第2 避難所の運営	1 避難所運営体制	教育・避難班、統括部総括班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班、
	2 食料・物資の供給	
	3 避難設備の設置	
	4 要配慮者への配慮	
	5 避難所等の警備	

第1 避難活動

1 避難情報の周知

(1) 避難指示等の発令

災害から市民の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するために発令する避難指示等の発令権者は次のとおりである。なお、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

また、市長は住民に避難準備の呼びかけを行うとともに、避難行動に時間を要する又は困難な者に対して「高齢者等避難」を発令し、早期での避難開始を促す。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 8 節 避難

■避難の指示権者等

指示権者	避難情報等	根拠法	対象となる災害の内容 (要件・時期)	避難情報等 の対象	避難情報等の 内容	取るべき 措置
市長 (委任を受けた職員、 又は臨時に代理する職員)	高齢者等避難	災対法 第 56 条	全災害 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき等で必要があると認めるとき	住民その他の関係ある公私の団体	立退きの準備 その他の措置 の通知又は警告	
	①避難指示 ②緊急安全確保	災対法 第 60 条	全災害 (避難指示) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき (緊急安全確保) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める 地域の必要と認める居住者等	①避難指示 ・避難のための立退きを指示 ・立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示 ②緊急安全確保 ・緊急安全確保措置 ^{※1} を指示	県知事に報告
			全災害 ・市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき			事務代行の公示
		災対法 第 61 条	全災害 ・市長村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき			市町村長に通知(市長は知事に報告)
知事 (委任を受けた職員)	避難等の措置	警察官 職務執行法 第 4 条	全災害 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置	
海上保安官		自衛隊法 第 94 条			避難について必要な措置 ^{※2}	警察官職務執行法第 4 条の規定の準用
警察官	立退きの指示	地すべり等 防止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める 区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
自衛官		水防法 第 29 条	洪水・雨水出水又は高潮による災害 ・洪水・雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める 区域の居住者、 滞在者その他の者	同 上	同 上 ^{※3}

※1 「緊急安全確保措置」とは高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置

※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

＜風水害対策編＞
第1章 災害応急対策計画 第8節 避難

(2) 県・関係機関への報告

統括部総括班は、高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、県に報告する。

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、高齢者等避難又は避難指示を解除する。

2 避難所の開設

統括部総括班は、災害の発生状況に応じて久留米市ハザードマップ等を参考にして開設する避難所を決定する。教育・避難班は、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班に指示を行い、開設する避難所の管理者への開錠要請及び指定された避難所従事職員を避難所に派遣する。

3 避難誘導

(1) 避難誘導

避難誘導担当者は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難所等まで誘導する。避難は原則として徒歩とする。特に要配慮者を優先して、避難させるよう努める。

なお、避難所までの避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を促す。

また、防災対策課は避難行動の在り方について、住民等への周知徹底に努めるものとする。

■避難誘導担当者

避難誘導担当者
市職員、消防団員、消防職員、警察官、自主防災組織委員、 各施設管理者、教職員、各施設職員

(2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合は、市は消防、警察等の協力を求めるほか、地域福祉班及び避難福祉支援班が福祉有償運送事業者や福祉施設等と協力し、福祉車両等を手配して移送する。

施設入所者は、施設の管理者が車両等を用いて移送する。車両班及び総合支所総括班は、車両等の手配など支援を行う。

4 避難者の受入れ

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所従事職員を避難所に派遣する。避難所従事職員は、施設管理者及び自主防災組織と協力して避難者の受入れを行う。教育・避難班は、避難者数等の把握を行う。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 8 節 避難

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

本部長は、警戒区域の設定に伴い、立ち退き指示等を警察等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設 定 権 者	内 容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法第 63 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 21 条
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
警 察 官	市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第 63 条 水防法第 21 条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じ、かつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法第 63 条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2

第 2 避難所の運営

浸水や土砂災害等により家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難所運営マニュアルに基づき自主防災組織や避難者等による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。

1 避難所運営体制

(1) 避難所運営組織

避難所の運営が長期化する場合は、原則として市と避難所運営組織が連携した協働の取り組みとして実施する。

＜風水害対策編＞
第1章 災害応急対策計画 第8節 避難

また、避難所運営における男女のニーズの違い等に配慮するため、運営組織のリーダーは、男女双方から選出するよう努める。

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所運営組織の設置や地域住民ボランティア等との調整を行う。

■避難所運営担当者の役割

☐ 避難所自主運営組織	☐ 市職員
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、地域住民ボランティア等との調整
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	
⑥ 地域住民ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

(2) 避難者の把握

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等に地域住民ボランティアの協力を得る。学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、必要な場合には、地域住民ボランティアの募集を行う。

(4) 避難所事務所の開設

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、教育・避難班へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

2 食料・物資の供給

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を教育・避難班に要請する。

教育・避難班は、請求された物資等の調達・輸送を、物資調達班、輸送班に依頼する。

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、食料、物資等を受け取ったときは、避難所自主運営組織、地域住民ボランティア等との協力により避難者に配給する。

3 避難設備の設置

避難所の生活環境を向上させるため、季節の特性や被災の状況、フェーズに応じて、必要な設備や備品の整備に努める。学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 8 節 避難

班は、必要な設備を教育・避難班に要請する。

教育・避難班は、物資調達班、輸送班、上下水道資材班と連携して、必要な設備を配備する。

■生活環境改善設備・備品の例

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 畳、マット、カーペット、簡易ベッド | ⑤ 仮設風呂・シャワー |
| ② 間仕切り用パーティション | ⑥ テレビ・ラジオ |
| ③ 冷暖房機器 | ⑦ 簡易台所、調理用品 |
| ④ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場 | ⑧ 感染症対策に必要な物資 |
| | ⑨ その他必要な設備・備品 |

（参考『避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府 令和 6 年 12 月））

4 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、要配慮者の専用設備の配置や介護ボランティア（専門ボランティア）支援要請などを行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。

(2) 福祉避難所の開設・運営

一般の避難所で生活することが困難な要介護高齢者や障害者などを対象に、事前に社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を開設する。

また、一般避難所から福祉避難所への移送については、避難対象者の家族や避難所自主運営組織等により行うことを原則とするが、家族の方などでの移送が困難な場合は、地域福祉班は、福祉有償運送事業者等との協力体制を整備し、福祉車両等での移送を行う。

5 避難所等の警備

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

統括部総括班、広報班及び地域避難所・地区連絡班は、自主防災組織、防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

6 車中泊・在宅避難者等避難者への支援

指定避難所への避難が原則となるが、やむを得ず、指定避難所以外の車中泊等で生活する避難者については、避難所運営マニュアルに基づき、自主防災組織や地域の各団体と協力して、避難実態の把握に努め、食料・物資の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群の予防、避難所への移動など、必要な支援を行う。

【資料編】

避難所一覧（資料 1 3）

避難所位置図（資料 1 4）

参照：避難所運営マニュアル

第9節 生活支援

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1 給水活動	1 水道施設被害状況の調査	水道施設対策班、浄水管理センター班、上下水道資材班
	2 給水活動	
第2 食料の供給	1 備蓄食料の供給	物資調達班、輸送班、教育・避難班、ボランティア支援班、人事班、統括部総括班、物資管理班、物資受入班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班
	2 食料の確保	
	3 食料の供給	
第3 生活必需品の供給	1 備蓄品の供給	物資調達班、輸送班、統括部総括班、物資管理班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班
	2 生活必需品の確保	
	3 生活必需品の供給	
第4 救援物資の供給	1 物資拠点の設置	物資管理班、物資調達班
	2 救援物資の受入れ・管理・供給	

第1 給水活動

1 水道施設被害状況の調査

水道施設対策班及び浄水管理センター班は、災害が発生したときは、配水池、配水管等の水道施設の破損等の状況について、調査・確認を行う。

2 給水活動

(1) 緊急給水

水道施設対策班は、救護所、病院等の重要施設に給水車等を用いて優先的に緊急給水を行う。

■優先給水先

- | | |
|----------|-----------|
| ① 救護所 | ② 災害時救急病院 |
| ③ 災害拠点病院 | ④ 社会福祉施設 |

(2) 需要の把握

水道施設対策班は、水の供給が停止したときは、給水活動が必要な地域、規模を決定するため、需要の把握を行う。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 9 節 生活支援

■把握する内容

① 断水地区の範囲	② 断水地区の人口、世帯数
③ 避難所及び避難者数	④ 給水所の設置場所

(3) 給水活動の準備

上下水道資材班及び水道施設対策班は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所や医療機関等の重要給水施設
活動計画作成	① 給水方法 ② 給水量 ③ 資機材の準備 ④ 人員配置 ⑤ 広報の内容・方法
応援要請	日本水道協会福岡県支部、他水道事業者
給水資機材の確保	① 給水車、水槽積載車が不足するときは、自衛隊、日本水道協会福岡県支部、他水道事業者から調達 ② 備蓄品（不足するときは事業者から確保）

(4) 給水活動

給水拠点である避難所では、給水車により住民自らが持参したポリタンクやバケツ等に給水し、配水管が使用できる場合は、臨時給水装置（4～6 栓）による仮給水所を開設する。

また、医療機関等では、給水車により貯水槽等へ給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管による給水などの措置をとる。

■応急給水の必要量及び用途

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	用途
災害発生～3 日まで	3 リットル/人・日	概ね 1 k m 以内	耐震貯水槽、タンク車	飲料等（生命維持に最小限必要）
10 日	20 リットル/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面等（日周期の生活に最小限必要）
21 日	100 リットル/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
28 日	被災前給水量（約 250 リットル/人・日）	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水、共用栓	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

※参照：財団法人 水道技術研究センター「水道の耐震化計画策定指針（案）の解説」

第 2 食料の供給

1 備蓄食料の供給

災害直後は、市の備蓄食料のほか、市民、事業所の備蓄食料を用いる。

物資調達班は、災害直後に避難所等へ市の備蓄食料を供給する。輸送班は輸送事業者によるその搬送を依頼する。

2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- | |
|--------------------------------|
| ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人 |
| ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人 |
| ③ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人 |
| ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 |
| ⑤ 災害応急活動従事者* |
| ⑥ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人* |

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

(2) 需要の把握

物資調達班は、避難所等の被災者、災害応急活動従事者等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。次の各班は、食料等の必要量を把握し、物資調達班に報告する。なお、被災者への対応については、食物アレルギーや要配慮者への配慮を行う。

■需要の把握

教育総括班	・・・	避難所の被災者等
人 事 班	・・・	災害応急活動従事者

(3) 食料の確保

物資調達班は、上記報告に基づき食品販売事業者及び製造業事業者等に食料を発注する。

なお、事業者だけでは不足するときは、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、県、中核市又は県内市町村に対して食料の供給を要請する。

(4) 米穀、乾パン等の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等給食に必要な米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、倉庫の責任者から調達する。なお、手続きは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による。

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

輸送班は、食料調達事業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送事業者に要請する。

(2) 食料の分配

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、避難所にて避難所運営組織、地域住民ボランティア等の協力により食料を分配する。

また、必要に応じて炊き出しを行う。

第 3 生活必需品の供給

1 備蓄品の供給

物資調達班は、災害直後に避難所へ毛布等の備蓄物資を供給する。輸送班は、輸送事業者にその搬送を要請する。

2 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の対象者

生活必需品の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人
- ③ 災害応急活動従事者

■生活必需品の範囲

- ① 寝具（毛布、布団）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（紙おむつ、ほ乳瓶等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、生理用品）
- ⑧ 衣料品
- ⑨ その他

(2) 需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、物資調達班が総括する。なお、男女のニーズの違い、要配慮者への配慮を行う。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 9 節 生活支援

(3) 生活必需品の調達

物資調達班は、販売事業者对生活必需品を発注する。なお、事業者だけでは不足するときは、統括部総括班が「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、県、中核市、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

3 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の輸送

輸送班は、物資調達事業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送事業者に要請する。

(2) 生活必需品の保管

調達した生活必需品の保管が必要なときは、物資管理班が公共施設等に保管する。

(3) 生活必需品の分配

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班は、各避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。

第 4 救援物資の供給

1 物資拠点の設置

物資管理班は、救援物資を保管・管理するために、集積拠点を開設する。

2 救援物資の受入れ・管理・供給

物資管理班は、ボランティア等の協力により、物資を受入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があった場合は、物資調達班を通じて供給する。

【資料編】

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）」（資料 3 2）

第 10 節 交通対策

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第 1 交通対策	1 交通情報の収集	情報収集班、路施設管理者
	2 交通規制	
第 2 交通施設の の応急対策	1 道路施設・橋梁	技術班、衛生建設産業班、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社
	2 鉄道施設	

第 1 交通対策

1 交通情報の収集

情報収集班は、警察署及び道路管理者と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路施設名、区間、迂回路等）
- ③ 特に危険と認められた道路施設及び橋梁の位置
- ④ その他必要な事項

2 交通規制

警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線等について交通規制を実施する。

道路等の各施設管理者は、道路施設が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第 4 条
	県内又は近接県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第 76 条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第 5 条又は第 114 条の 3

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 10 節 交通対策

警 察 官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において、車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法 第 6 条又は第 75 条の 3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項
自 衛 官 ・ 消 防 吏 員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の 3 に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第 46 条

第 2 交通施設の応急対策

1 道路施設・橋梁

災害が発生した場合、道路等の各施設管理者等は、所管の道路施設、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

道路等の各施設管理者は、市所管道路施設について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路施設、橋梁について、応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

道路等の各施設管理者は、災害の発生が予測されるときは、所管道路施設の巡回、緊急点検を行い、道路施設及び占用の被災状況を把握する。なお、道路占有の上下水道、電気ガス等のライフラインの被害を確認した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、必要な措置を求める。

(2) 道路施設上の障害物の除去

道路等の各施設管理者は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、土木・建設組合等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路施設上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 道路施設・橋梁の復旧対策

道路等の各施設管理者は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

2 鉄道施設

(1) 九州旅客鉄道株式会社

① 災害時の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「防災規程」「運転取扱実施基準」「気象異常時運転規制手続（規程）」「新幹線運転取扱実施基準」「運転事故並びに災害応急処理標準」「防災業務実施計画」に基づき対処する。

② 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

③ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

④ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

⑤ 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の乗務員は、輸送指令及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

⑥ 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(2) 西日本鉄道株式会社

① 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運行規制については、「運転実施基準」「緊急時の救急体制要綱」「自然災害対策」「気象警戒要領」に基づき対処する。

② 災害時の代替輸送方法

列車の運転停止が長時間にわたると認められるときは、当社バスグループ会社によるバスでの代替輸送を実施する。

③ 部内対策本部及び現地対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める部内対策本部及び現地対策本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査連絡、広報等の活動を行う。

④ 連絡通報体制

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 10 節 交通対策

⑤ 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

⑥ 応急復旧体制

「緊急時の救急体制要綱」の定めに応じて、情報の収集及び報告を行い、事象の拡大防止、速やかな復旧を図る。

第 1 1 節 緊急輸送

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第 1 緊急輸送体制の確立	1 緊急通行車両の確認	車両班、技術班、衛生環境産業班、統括部総括班、情報収集班
	2 緊急輸送路の確保	
第 2 緊急輸送	1 車両・燃料の確保	車両班、輸送班、総合支所総括班
	2 その他の輸送手段の確保	
	3 緊急輸送	

第 1 緊急輸送体制の確立

1 緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者からの申出により、基本法施行令第 33 条第 2 項の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

(1) 申請手続き

車両班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を県知事又は県公安委員会に提出する。県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

■申請書提出先

県	防災危機管理局、朝倉農林事務所（両筑地方本部）
県公安委員会	県警察本部交通部交通規制課

2 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

技術班及び衛生建設産業班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、統括部総括班及び情報収集班は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

(2) 交通規制対象道路の指定

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を交通規制対象道路として指定する。

第 2 緊急輸送

1 車両・燃料の確保

(1) 市有車両の確保・配車

車両班及び総合支所総括班は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

(2) 車両の確保

車両班及び総合支所総括班は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送事業者等からトラック、バス等を調達する。

(3) 燃料の確保

車両班及び総合支所総括班は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売事業者から調達する。

2 その他の輸送手段の確保

(1) 鉄道の輸送

輸送班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、九州旅客鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) 航空輸送

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

(3) 船舶、舟艇等による輸送

陸上交通による輸送が困難な状況にあるか、又は途絶した場合は、河川を利用した輸送を行う。

■ 船着場

地区名	船着場名
東櫛原地区	東櫛原船着場
宮ノ陣地区	宮ノ陣船着場
合川地区	くるめウス船着場
宮ノ陣・北野地区	大刀洗水門船着場

3 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

■緊急輸送の範囲

第 1 段階	① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第 2 段階	上記に加え ① 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第 3 段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

(2) 緊急輸送の手配

輸送班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送事業者等と連絡調整を行い、人員、物資等の輸送の手配を行う。

【資料編】

臨時ヘリポート一覧（資料 8）

緊急通行車両等の事前届出方法（資料 9）

緊急輸送ネットワーク一覧（資料 33）

第12節 建物対策

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1	被災建築物の解体・撤去	住宅班、建設課、廃棄物指導課
第2	応急仮設住宅等の設置	住宅班、地域福祉班、避難福祉支援班、建築指導課
	1 仮設住宅の建設等	
	2 入居者の選考	
第3	住宅の応急修理	
	1 住宅の応急修理	
	2 対象者の選考	
	3 応急修繕工事等の支援	

第1 被災建築物の解体・撤去

被災建物の解体は原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害などにおいて特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、それらの手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

第2 応急仮設住宅等の設置

救助法が適用され知事より救助事務を委任された場合、又は救助法が適用されない場合でも多数の住家被害が発生した場合は、市が被災者に対して公営住宅又は民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅を供与する。また、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合を含め、状況に応じて市営住宅等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

救助法が適用された場合は、県が建設型応急住宅を被災者に対して供与する。

1 応急仮設住宅の建設等

(1) 需要の把握

市営住宅課は、災害後に被害調査の結果から応急仮設住宅の必要数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

(2) 公営住宅及び賃貸型応急仮設住宅の確保

市営住宅課と住宅政策課は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅又は賃貸型応急住宅の空室を必要数確保する。

(3) 建設型応急仮設住宅の確保

公営住宅又は賃貸型応急仮設住宅で対応ができない場合、市が事前に選定した建設用地に、県の基準により建設型応急住宅を設置する。

県および市は、建設型応急住宅の提供可能戸数などを把握する。

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 12 節 建物対策

(4) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

2 入居者の選考

(1) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とする。

(2) 入居者の選考

市営住宅課は、地域福祉班等と連携して、対象者の選考委員会を組織して、自主防災組織代表者等の意見等を聴取し、被災者の資力、その他条件等を十分考慮して入居者の選考を行う。

3 管理

市営住宅課は、救助法の規定により、県の補助として業務委託契約を締結したうえで、応急仮設住宅の管理を実施する。

第 3 住宅の応急修理

市は、救助法が適用された場合に、被災住宅についての応急修理を実施する。

1 住宅の応急修理

(1) 需要の把握

住宅政策課は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

(2) 応急修理

住宅政策課及び建築指導課は、応急修理を行う。住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことができない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。

2 対象者の選考

(1) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、次の条件に該当する者である。

■ 応急修理の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者② 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 |
|--|

(2) 対象者の選考

対象者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

3 応急修繕工事等の支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

建築指導課は、建築基準法第 85 条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

建築指導課は、災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第13節 防疫・清掃

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 防疫活動	1 疫学調査・健康診断	医療救護班、環境班、衛生建設産業班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班
	2 防疫活動	
	3 避難所における衛生管理	
	4 食品衛生対策	
第2 し尿の処理	1 仮設トイレの設置	上下水道資材班、浄化センター班
	2 し尿の処理	
第3 清掃	1 ごみの処理	清掃班、衛生建設産業班
	2 災害廃棄物の処理	
第4 障害物の除去	1 河川関係の障害物の除去	技術班、衛生建設産業班、河川等の各施設管理者、道路等の各施設管理者
	2 道路施設上の障害物の除去	
	3 住宅関係の障害物の除去	
第5 動物対策	1 死亡獣畜の処理	医療救護班、農林業被害対策班、清掃班、衛生建設産業班
	2 家庭動物等への対応	
	3 避難・保護動物への対応	

第1 防疫活動

1 疫学調査・健康診断

(1) 疫学調査・健康診断

疫学調査は、医療救護班等から疫学調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、医師会に疫学調査班の編成を要請し、協力して疫学検査を実施する。

疫学調査の結果、感染症等のまん延のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

■疫学調査班の編成

医	師	1名
保 健	師	2～3名
事	務	1～2名

(2) 感染症患者への措置

医療救護班は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、必要な措置を実施する。

2 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

医療救護班は、関係各班、医師会等と協力し、次の防疫事務を実施する。

■災害防疫業務

- | | |
|---|--------------------|
| ① | 感染症予防対策に関する広報活動の強化 |
| ② | 消毒の施行及び方法の周知 |
| ③ | ねずみ族、昆虫等の駆除 |
| ④ | 生活用水の使用制限及び供給等 |
| ⑤ | 指定避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| ⑥ | 臨時予防接種の実施 |

(2) 防疫班の編成

医療救護班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によって、衛生事業者に委託し防疫班を複数編成する。不足する場合は、県に応援を要請する。

■防疫班の編成

衛生技術者（班長）	1名
作業員	2～3名
事務	1名

(3) 防疫用資機材・薬品の調達

医療庶務班、環境班及び衛生建設産業班は、防疫用資機材・薬品を事業者から調達する。

(4) 消毒方法の実施

医療救護班、環境班及び衛生建設産業班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。

また、自治会を通じて薬品等を配布する。

3 避難所における衛生管理

医療救護班、環境班及び衛生建設産業班は、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班、避難所自主運営組織、地域住民ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- | | |
|----------------|----------------|
| ① トイレの清掃・消毒 | ② 避難所居住スペースの清掃 |
| ③ ごみ置き場の清掃・消毒 | ④ 手洗い、うがい等の励行 |
| ⑤ 食品・生活用水の衛生管理 | |

4 食品衛生対策

環境班は、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。

医療救護班及び環境班は、被災者等へ供給する飲料水、食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

第 2 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

上下水道資材班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。仮設トイレが設置されるまでの間は、市で備蓄する簡易トイレによって対応できるよう必要数の確保に努める。

なお、災害の長期化等により、避難所の集約場所になった施設においては、衛生的な生活環境の確保を図るため、マンホールトイレの整備についても検討を行っていく。

2 し尿の処理

浄化センター班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可事業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき要請する。

第 3 清掃

災害により大量の廃棄物やごみが発生した場合、環境部庁舎に災害廃棄物対策本部（本部長：環境部長）を設置し清掃班及び衛生建設産業班は「久留米市災害廃棄物処理計画」に基づき、環境部庁舎及び各総合支所を拠点施設として災害廃棄物対策本部（本部長：環境部長）を設置し、次のとおり、迅速かつ適正な処理を行う。

1 ごみの処理

(1) 収集・処理の基本方針

市民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。ごみは通常と同じように分別を徹底し、種類ごとに収集を行い、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。また、避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

(2) 収集・処理の実施

被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。

また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

(3) 収集の広報

IP 無線、広報車両、テレビ・ラジオ、広報紙、市ホームページ、各種 SNS 等でごみ収集に関する広報やごみ排出のルールを守るよう呼びかける。また、市民からのごみに関する相談や・苦情を受け付ける。

■広報の内容

- | |
|--|
| ① ごみの排出方法
② ごみ収集体制の変更内容
③ 排出場所・仮集積所・仮保管場所の周知 |
|--|

2 災害廃棄物の処理

災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「災害廃棄物処理実行計画」を見直す。仮保管場所を確保し、収集した災害廃棄物を受け入れ、分別、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。必要に応じ、事前に「災害廃棄物処理実行計画」で定めた候補地から選定し仮集積所を開設する。

また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

第4 障害物の除去

1 河川関係の障害物の除去

(1) 除去の対象

河川等の各施設管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。

(2) 除去の方法

河川等の各施設管理者は、市所有の資機材又は土木・建設組合等に応援を要請して障害物を除去する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、一次集積場所に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

2 道路施設上の障害物の除去

道路等の各施設管理者は、道路施設の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

また、市管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、河川関係の障害物の除去と同様に行う。

3 住宅関係の障害物の除去

公益上重大な支障がある場合に限り、二次災害を防ぐため、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などの障害物を除去する。除去の方法は、河川関係の障害物の除去と同様に行う。

第 5 動物対策

1 死亡獣畜の処理

農林業被害対策班及び衛生建設産業班は、家畜・家禽等が逃げ出した場合は、飼養者・警察等と連携して必要な措置を講ずる。死亡した家畜、家禽等は、医療救護班の指導により、清掃班及び関係団体と連携して処理を含めた適切な措置を講ずる。

2 家庭動物への対応

医療救護班は、清掃班、農林業被害対策班及び衛生建設産業班と連携して、飼い主の被災により逃げ出したペット等を保護する。特に危険動物が逃げだした場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。

また、死亡したペット等については、清掃班と連携して適切な措置を講ずる。

3 避難・保護動物への対応

医療救護班は、避難した動物の適正な飼育について指導を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。

また、獣医師会、動物愛護ボランティア・NPO 等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行う。

第14節 行方不明者の捜索・遺体の処置

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 行方不明者の捜索	1 行方不明者情報の収集	市民支援班、避難福祉支援班、消防団班、消防本部
	2 捜索活動	
第2 遺体の処置	1 遺体の処置	市民支援班、医療救護班、環境班、避難福祉支援班
	2 遺体の安置	
第3 遺体の埋火葬	1 遺体の埋火葬	市民課、各市民センター、各市民福祉課、環境班
	2 遺骨の保管	

第1 行方不明者の捜索

1 行方不明者情報の収集

市民支援班及び避難福祉支援班は、相談窓口・避難所等で受付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、災害による行方不明者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。また、行方不明者のリストは「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づき、県へ報告する。

2 捜索活動

消防団班及び消防本部は、捜索隊を編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。

また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

第2 遺体の処置

救助法が適用された場合は、県知事又は県知事の委任を受けた市長が警察機関、消防機関及びその他の機関等の協力を得て実施する。

1 遺体の処置

(1) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

(2) 身元の確認

市民支援班及び避難福祉支援班は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(3) 遺体の処置

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処置を行う。医療救護班は、遺体の処置について、医師会等の指導のもと、適正に処置するものとする。

■遺体の処置

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処置	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(4) 漂着遺体等の取り扱い

漂着遺体等は、次のように処置する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処置する。ただし、救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

2 遺体の安置

(1) 遺体安置所の設置

環境班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処置した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(2) 納棺用品等の調達

環境班は、葬儀事業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 火葬の許可

市民課、各市民センター及び各市民福祉課は、死亡届を受理した場合は遅滞なく火葬許可書を発行する。

(2) 火葬

環境班は、遺体を遺体処理施設にて火葬する。遺体が多数のため、市内の施設では処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市町村に火葬を依頼する。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀事業者等に協力を要請する。

2 遺骨の保管

環境班は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市が指定した墓地等に埋葬する。

第15節 災害ボランティア等の体制

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 NPO・災害ボランティアの受入れ	1 災害ボランティアセンターの設置・運営等	統括部統括班、人事班、ボランティア支援班、社会福祉協議会
	2 災害ボランティアセンターの閉鎖	
第2 災害ボランティア活動への支援	1 災害ボランティアニーズの収集・把握	統括部統括班、ボランティア支援班、社会福祉協議会、調査班、情報収集班、物資調達班、輸送班、物資管理班
	2 災害ボランティアセンターへの運営支援	
	3 災害ボランティアセンターの活動内容	

第1 NPO・災害ボランティアの受入れ

1 災害ボランティアセンターの設置・運営等

(1) 災害ボランティアセンターの設置

本部長は、地震又は風水害等による災害が発生し、久留米市災害対策本部が設置された場合で、NPO・ボランティアによる災害応急対策活動を実施する必要があると判断した場合、「久留米市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」に基づき、社会福祉協議会に災害ボランティアセンター設置・運営を要請する。

社会福祉協議会は、本部長からの設置・運営要請を受け、市や関係機関の協力のもと、災害ボランティアセンターを設置する。

なお、設置場所は、原則、久留米市社会福祉協議会（本所）とする。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営に関する市と社会福祉協議会の役割分担は、概ね次のとおりとする。

【市の役割】

- ① 災害ボランティア活動に関する総合調整及び環境整備
- ② 被災者及び活動者のボランティアニーズ把握（共通）
- ③ 防災関係機関との協議調整
- ④ 市民活動サポートセンターやNPO・ボランティア団体との連絡、協議・調整
- ⑤ 地域コミュニティ組織や民生委員児童委員協議会等との連絡、協議・調整
- ⑥ 企業からの物資提供等に関する調整

【社会福祉協議会の役割】

- ① 災害ボランティアの募集及び受付
- ② 被災者及び災害ボランティア活動者のニーズ把握（共通）
- ③ 災害ボランティア活動の把握・調整
- ④ 県社会福祉協議会、校区社会福祉協議会との連絡、協議・調整
- ⑤ 日本赤十字社からの救援物資の配布
- ⑥ 災害ボランティアセンター開設及び災害ボランティア募集に係る広報

(3) 災害ボランティアセンター活動の対象

災害ボランティアセンターの活動の対象は、原則として、次のとおりとする。

- ① 地震・風水害等の被害により、生活環境の回復が急務であると判断される世帯
- ② 災害復旧の対応が困難な世帯

2 災害ボランティアセンターの閉鎖

本部長は、被災者からのボランティアニーズの状況等を踏まえ、社会福祉協議会と協議の上、災害ボランティアセンター閉鎖の判断を行う。

第2 災害ボランティア活動への支援

1 災害ボランティアニーズの収集・把握

ボランティア支援班及び市社会福祉協議会は、被災者の生活環境の回復を早期に進めるため、速やかなボランティアニーズの収集・把握に努める。

ボランティア支援班は、調査班、情報収集班と連携し、被災者支援のために収集・把握した災害情報について、災害ボランティア活動への活用を図るために、社会福祉協議会へ提供する。

なお、社会福祉協議会から災害対策本部会議へオブザーバーとして参加することができる。

2 災害ボランティアセンターへの運営支援

本部長は、災害ボランティアセンターへの職員の派遣や災害ボランティア活動に必要な経費の負担など、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、支援を行う。

ボランティア支援班は、災害ボランティアセンターの運営に必要な人材及び資機材の把握・調整を行い、人事班及び物資調達班に手配を要請する。

3 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンター及びボランティア支援班は、NPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

■災害ボランティアセンターの活動分野

活 動 内 容
(1) 被災者家屋等の清掃活動
(2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
(3) その他危険を伴わない軽作業

専門的な知識を有する業務に対するボランティア（専門ボランティア）については、ボランティア支援班と応急復旧を実施する各対策部において、災害ボランティアの活動調整を行う。

第16節 避難行動要支援者等対策

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 在宅の避難行動要支援者への対応	1 在宅の避難行動要支援者の安全確認	地域福祉班、避難福祉支援班、住宅班、学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、医療救護班
	2 避難所等での支援	
	3 被災した在宅の避難行動要支援者等への支援	
	4 福祉仮設住宅の供給	
第2 社会福祉施設入所者等への対策	1 災害発生時の安全確保	地域福祉班、避難福祉支援班
	2 施設における生活の確保	
	3 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における避難措置	

第1 在宅の避難行動要支援者への対応

1 在宅の避難行動要支援者の安全確認

(1) 安否確認

地域福祉班及び避難福祉支援班は、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害発生地区の在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。

(2) 避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、地域で避難支援が困難な場合、市は消防、警察等の協力を求めるほか、地域福祉班及び避難福祉支援班は、福祉有償運送事業者や福祉施設等と協力し、福祉車両等を手配して移送する。

(3) 安否・所在の確認

地域福祉班及び避難福祉支援班は避難状況を見て、住民組織、福祉関係団体、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等と協力し、在宅の避難行動要支援者の安否と所在の確認を行う。

安否・所在の確認は、主に以下に示す方法でリストを作成し、実施する。

■安否確認方法

- ① 民生委員・児童委員自身の調査に基づく報告
- ② 調査班、避難福祉支援班等の確認に基づく報告
- ③ 避難所の入所名簿に基づく報告
- ④ 各障害者等支援組織の調査に基づく報告
- ⑤ その他防災関係機関の調査に基づく報告

2 避難所等での支援

(1) 避難所における援護対策

学校避難所・庶務班、地域避難所・地区連絡班、一般避難所班、避難福祉支援班、医療救護班は、避難所における要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、地域住民ボランティアの協力を得て、次の対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	① 必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ② その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	① 踏み板等、段差の解消 ② 簡易ベッド ③ パーティション（間仕切り） ④ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
要配慮者専用スペースの確保	① 可能な限り少人数部屋 ② 間仕切り ③ 専用トイレ
生活支援	① 適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ② ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣 ③ 介護ボランティア（専門ボランティア）の派遣
広報支援	① 手話通訳の派遣 ② 専門ボランティアによる個別情報伝達
健康管理支援	① 巡回による健康相談 ② 衛生環境指導

(2) 社会福祉施設等への入所

地域福祉班は、避難所で介護等が困難な避難行動要支援者等を、可能な限り福祉避難所又は社会福祉施設等へ入所させる。地域福祉班は、市内の福祉施設等に受け入れを要請する。

3 被災した在宅の避難行動要支援者等への支援

地域福祉班及び医療救護班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門職員やボランティア等と連携し、在宅の避難行動要支援者等への巡回相談等を行い、ホームヘルプサービス等の必要な支援を行うよう努める。

4 福祉仮設住宅の供給

県は、高齢者、障害者等日常の生活上特別な配慮を要する人を対象に福祉仮設住宅を設置する。地域福祉班及び医療救護班は、福祉仮設住宅におけるケア対策を行う。

■福祉仮設住宅の対策

- | |
|---|
| ① 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
② 福祉仮設住宅団地居住環境の向上
③ 医師会並びに医療ボランティア（専門ボランティア）等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策 |
|---|

- | |
|--|
| <p>④ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要援護者向サービスの実施</p> <p>⑤ 社会福祉施設入居者への支援措置</p> |
|--|

第2 社会福祉施設入所者等への対策

1 災害発生時の安全確保

社会福祉施設・老人福祉施設等の管理者、地域福祉班及び避難福祉支援班は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

2 施設における生活の確保

地域福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する班に供給を要請する。

3 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における避難措置

地域福祉班は、災害により入所者に危険が及ぶ恐れのある要配慮者利用施設に対し、安全な他の福祉施設又は福祉避難所等へ要配慮者を避難させることにより入所者の安全確保を図るよう連絡する。

地域福祉班は、要配慮者の避難にあたっては必要な場合は、消防、警察、自衛隊等に避難支援を要請する。

第17節 文教・保育対策

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 応急保育	1 園児の安全確保	幼稚園、保育所、認定こども園、保育班
	2 園児の安否確認	
	3 応急保育等の実施	
第2 応急教育	1 児童・生徒の安全確保	学校長、学校避難所・庶務班、学校施設班、教育・避難班
	2 児童・生徒の安否確認	
	3 避難所開設への協力	
	4 応急教育活動	
	5 各種支援対策	
第3 社会教育施設等の対策	1 社会教育施設の応急措置	文化施設班、避難福祉支援班
	2 文化財に対する措置	

第1 応急保育

1 園児の安全確保

各幼稚園、保育所、認定こども園では、災害等が発生した場合、園児、職員の安全を確保する。園児は災害が発生後又はそのおそれがある場合、保護者に引き渡すが、迎えない園児は一時的に保護する。

2 園児の安否確認

保育時間以外に災害等が発生した場合は、保育班は、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

3 応急保育等の実施

保育班は、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な幼稚園、保育所等を設け、応急保育等を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の幼稚園、保育所等で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第 2 応急教育

1 児童・生徒の安全確保

(1) 休校の措置

学校長は、災害のため、授業を継続することにより児童・生徒の安全を確保することが困難な場合、市教育委員会の指導・助言に基づいて、休校の措置等をとる。

(2) 学校の事前準備

学校長は、気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校行事、会議、出張等を中止し、関係機関及び保護者への連絡体制の確認をする。

(3) 避難措置

学校長は、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保するため、学校での待機又は保護者への引き渡し等適切な措置をとる。ガスの漏出や火災等により危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

2 児童・生徒の安否確認

学校長等は、災害が夜間・休日等に発生した場合、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

3 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害が発生した場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。

また、避難所の職員等と連携して避難所の運営に協力する。

4 応急教育活動

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、学校避難所・庶務班及び学校施設班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。学校避難所・庶務班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	① 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	① コミュニティセンター等の施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大的な被害を受けた場合	① 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ② 応急仮設校舎の設置

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 17 節 文教・保育対策

(2) 応急教育計画の作成

学校長は、応急教育において実施する指導内容の決定、臨時の学級編成等を行い、市教育委員会に報告する。

また、速やかに児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

なお、教育内容は、以下の点に留意する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、市教育委員会を通して県教育委員会と必要な職員を確保する。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(3) 教職員の確保

教育・避難班は、教職員の被災状況について県教育庁北筑後教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告に基づき教職員の補充を行う。

5 各種支援対策

(1) 就学援助に関する措置

学校避難所・庶務班は、県教育委員会の指導・助言に基づき、被災によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給に必要な措置をとる。

また、被災家庭の特別支援学級の児童・生徒に対しても、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

(2) 学校給食の措置

学校長は、給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教育委員会に報告し、給食実施の可否について決定する。

(3) 衛生の確保

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。各学校では、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

(4) 被災児童のメンタルケア

学校避難所・庶務班は、学校長と連携して、市保健所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルケアを行う。

(5) 避難所との区分

学校避難所・庶務班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

(6) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

学校避難所・庶務班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、市内の事業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第 3 社会教育施設等の対策

1 社会教育施設の応急措置

文化施設班及び避難福祉支援班は、災害によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置を取り、利用者の安全の確保に努める。

また、被災した社会教育施設を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、応急的な修理を行い、安全を確認の上使用する。

2 文化財に対する措置

文化施設班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第18節 ライフライン施設等の応急対策

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 電気・ガス 施設の応急対策	1 電気施設の応急対策	九州電力送配電株式会社、久留米 ガス株式会社
	2 ガス施設の応急対策	
第2 上水道・下 水道施設の応 急対策	1 上水道施設の応急対策	上下水道対策部
	2 下水道施設の応急対策	
第3 電気通信設 備の応急復旧 対策	1 応急対策	西日本電信電話株式会社
	2 復旧対策	
第4 放送施設の 応急復旧対策	1 応急対策	日本放送協会
	2 復旧対策	

第1 電気・ガス施設の応急対策

1 電気施設の応急対策

九州電力送配電株式会社は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。

また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(1) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

① 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

② 被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧資材、応援、食糧等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- ② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- ③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(5) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 災害時における応急工事

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- ア 水力、火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- イ 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。
- ウ 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- エ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速的確実な復旧を行う。
- オ 通信設備
衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

2 ガス施設の応急対策

久留米ガス株式会社は、風水害等災害による被害が発生した場合は、「災害対策要領」等に基づき、応急対策を実施する。

(1) 緊急対策

① 情報の収集

ア 一般情報

テレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

イ 供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

② 広報

災害発生時に即応するため、報道機関、警察、消防等関係機関に広報の協力を要請するほか、広報車等により実施する。

また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

③ 二次災害防止措置

ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

また、必要に応じて統合ブロック、復旧ブロック単位での供給停止を行う。

(2) 復旧対策

① 復旧計画の策定

風水害等災害が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を迅速に策定する。なお、病院、ごみ焼却場等社会的緊急度が高い施設について、優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には、需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。

② 供給設備の復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ手順に従い早期復旧を目指す。

③ 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「非常事態における応援要綱（日本ガス協会）」に基づき（社）日本ガス協会九州部会へ救援を要請する。

④ 広報

二次災害の発生防止と需要家不安の解消とともに、円滑な復旧作業のための協力要請を目的に、臨時広報活動を実施する。

第2 上水道・下水道施設の応急対策

1 上水道施設の応急対策

浄水管理センター班及び水道施設対策班は、災害により被害が発生した場合、次のような応急対策を実施する。

(1) 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

(2) 浄水施設

① 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下がおきないように原水処理薬品類の備蓄を行う。

② 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

(3) 送配水ポンプ施設

ポンプ場においては、停電時の備えとして自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

(4) 送配水施設

① 送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、計画的な応急復旧を行う。

② その他水道管の被害に対しては、通水に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。

③ 工事施工中の箇所については、受注者を通じて、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

2 下水道施設の応急対策

下水道施設対策班及び浄化センター班は、災害により被害が発生した場合は、次のような応急対策を実施する。

(1) 管渠

① 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。

② 工事施工中の箇所については、受注者を通じて、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

③ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当たる。

(2) ポンプ場及び処理場

① 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起らないようにする。

② 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

(3) 浄化槽

① 浄化槽保守点検事業者及び指定検査機関等と連携し、応急対策に当たる。

第 3 電気通信設備の応急復旧対策

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時における電気通信設備の応急対策を「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1 応急対策

(1) 情報の収集報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ① 気象状況、災害予報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況
- ⑤ 復旧要員の稼働状況
- ⑥ その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(3) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- ⑤ 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講じる。

(4) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。

利用方法については「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

④ 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。なお、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定し、住民への周知はテレビ、ラジオ等及び県災対本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社HP上の災害用ブロードバンド伝言板「web171」利用方法に従って、テキスト、音声、画像の登録、閲覧を行う。

(5) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

(6) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求め、また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

① 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

② 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

③ 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急輸送のための運送事業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

④ 電源対策

商用電線の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

⑤ 利用者対応

利用者に対して故障情報、回線情報、ふくそう回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

2 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

第4 放送施設の応急復旧対策

日本放送協会等の放送事業者等は、次のような応急復旧対策を実施する。

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した事業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

エ 復旧順位

第1順位 ラジオ第1放送

第2順位 テレビ総合放送 FM放送 ラジオ第2放送

テレビ教育放送

(4) 聴視者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与する。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

2 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施に当たっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第 19 節 土砂災害応急対策

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第 1 体制の確立	1 情報連絡	統括部総括班、情報分析班、広報班、消防団班、各対策部総括班
	2 体制の確立	
第 2 応急活動	1 災害発生時の報告	統括部総括班、情報分析班、消防団班、消防本部
	2 救助活動	
第 3 土砂災害警戒情報の周知	1 土砂災害警戒情報の伝達	広報班、総合支所総括班、消防団班、消防本部

第 1 体制の確立

1 情報連絡

情報分析班は、災害の原因となる大雨注意報、警報等の気象情報を収集・整理し、関係機関に伝達する。

また、市庁舎に設置された防災機器から得られた情報を伝達する。

広報班及び消防団班等は、市民への広報を行う。なお、詳細については、第 2 節「情報の収集・関係機関等への伝達」及び第 3 節「災害広報・広聴活動」による。

2 体制の確立

統括部総括班は、危険度の基準に基づき体制を確立する。一般的な体制をとる目安は次のとおりである。なお、災害警戒本部体制で対応できない場合は、災害対策本部体制へ移行する。

各施設管理者は、土砂災害の危険地域の防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。また、情報分析班は、危険地域の雨量情報の収集を行う。

■警戒体制の目安と対応

体 制	目 安
情報収集体制	・大雨注意報（土砂災害）が発表されたとき
警戒準備体制	・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき
災害警戒本部	・大雨注意報かつ、夜・早朝に警報切り替えのおそれ、かつ、降雨継続の見込み ・大雨警報（土砂災害）かつ、土砂情報（実況）「警戒」かつ、降雨継続の見込み
災害対策本部	・土砂災害警戒情報発表 ・大雨警報（土砂災害）発表かつ、土砂災害危険度情報（2 時間後）「非常に危険」、かつ、降雨継続の見込み ・大雨警報（土砂災害）発表かつ、土砂災害危険度情報（実況）「非常に危険」 ・大雨警報（土砂災害）発表かつ、記録的短時間大雨情報発表 ・大雨特別警報（土砂災害）発表 ・被害発生

※令和 5 年 7 月大雨により、土砂災害が発生したことから、再発リスクが残る間は、上記の基準を一段階厳格化し運用する。

第 2 応急活動

1 災害発生時の報告

情報分析班は、土砂災害が発生した場合、久留米県土整備事務所に報告する。

また、第 2 節「情報の収集・関係機関等への伝達」に基づき、防災危機管理局に被害状況を報告する。

2 救助活動

市長は、土砂災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、統括部総括班及び消防団班は消防本部と連携して、次の事項に配慮した実施計画を立て、救助活動を実施する。

また、市だけで対応できないときは、県、近隣市町村、他消防機関、自衛隊等に応援を要請する。

■救助活動の実施計画の事項

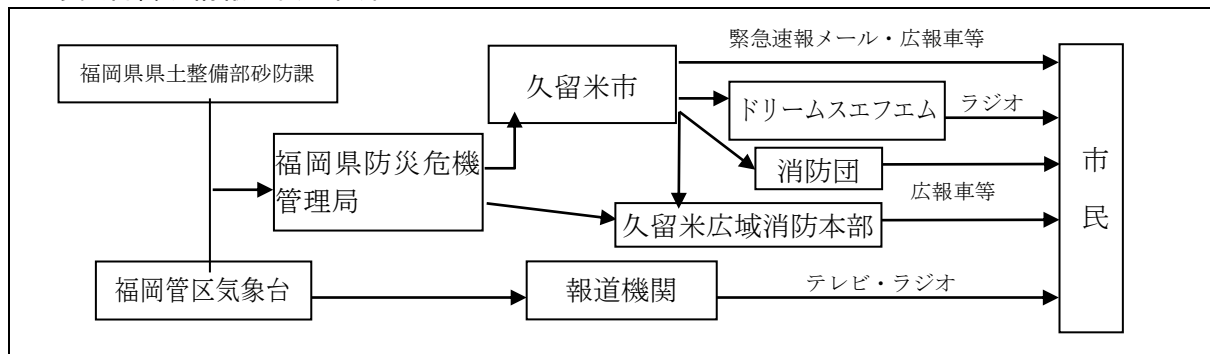
- ① 被害者の救出
- ② 倒壊家屋の除去
- ③ 流出土砂・岩石の除去
- ④ 救助資機材の調達
- ⑤ 関係機関の応援体制

第 3 土砂災害警戒情報の周知

1 土砂災害警戒情報の伝達

広報班、総合支所総括班、消防団班及び消防本部は、土砂災害警戒情報が通知された場合、速やかに市民への周知を図るものとする。

■土砂災害警戒情報の伝達経路



【資料編】

土砂災害警戒区域および特別警戒区域の面積および人家戸数等一覧表（資料 4）

第 20 節 災害救助法の適用

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第 1 災害救助法の適用基準	1 災害救助法の適用	情報分析班
	2 被害状況の判断基準	
第 2 滅失世帯の算定基準	1 滅失世帯の算定	調査班、避難福祉支援班
	2 住家被害程度の認定	
第 3 災害救助法の適用手続き	1 災害救助法の適用要請	健康福祉総括班
	2 適用要請の特例	
	3 特別基準の適用申請	
第 4 救助の実施者及び救助の内容等	1 救助の実施者	各対策部
	2 救助の内容等	

第 1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

救助法の適用基準は、救助法施行令第 1 条第 1 項 1 ～ 4 号の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか 1 つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指 標 と な る 被 害 項 目	適 用 基 準	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市内の滅失世帯 150 以上	第 1 項 1 号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県内の滅失世帯 2,500 以上 かつ市内の滅失世帯 75 以上	第 1 項 2 号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	滅失世帯が県内 12,000 以上 かつ市内 75 に達しないが多数	第 1 項 3 号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする省令で定める特別の事情（右記）があり、市内の住家が多数滅失した場合	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注 1）	第 1 項 3 号
(5) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、省令の基準（右記）に該当する場合	災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（注 2） 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注 3）	第 1 項 4 号

＜風水害対策編＞
第 1 章 災害応急対策計画 第 20 節 災害救助法の適用

(注 1) 該当事例

- ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助がきわめて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合
- ウ 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(注 2) 該当事例

- ア 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- イ 船舶の沈没あるいは交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- ウ M8.0 以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

(注 3) 該当事例

- ア 交通路等の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- イ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、被害状況判定基準によって行うものとする。

第 2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家 1 世帯	住 家 被 害 状 況		算定根拠
	全壊（全焼・流失）		1 世帯
	半壊（半焼）		2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態		3 世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

■救助法における被害の認定基準

全壊、 全焼又は流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。
半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。
大規模半壊	半壊又は半焼のうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のも。
中規模半壊	半壊又は半焼のうち、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のも。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のも。
床上浸水	上記被害に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に住居するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第 3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

市域の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の申請事項

- | |
|-------------------------|
| ① 災害発生の日時及び場所 |
| ② 災害の原因及び被害の状況 |
| ③ 適用を要請する理由 |
| ④ 適用を必要とする機関 |
| ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 |
| ⑥ その他必要な事項 |

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第 4 救助の実施者及び救助の内容等

1 救助の実施者

救助法の適用後の救助業務の実施者は、次のとおりである。

■救助の種類及び救助の実施者

救 助 の 種 類	実 施 者
避難所の設置及び収容	市長に委任される
応急仮設住宅の設置	県知事
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	市長に委任される
被服、寝具等その他生活必需品の供与又は貸与	市長に委任される
医療及び助産	市長に委任される
災害にかかった者の救出	市長に委任される
住宅の応急修理	市長に委任される
生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与	県知事
学用品の供与	市長に委任される
埋火葬	市長に委任される
遺体の搜索及び処理	市長に委任される
障害物の除去	市長に委任される

2 救助の内容等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と内閣総理大臣の協議により変更することがある。

【資料編】

（災害救助法）救助の程度、方法及び期間（資料 3 4）

第 2 章

災害復旧計画

第1節 災害復旧事業

◆節の項目と担当

項 目		担 当
第1 災害復旧事業の推進	1 災害復旧事業の推進	各部課、資源循環推進課、施設課、廃棄物指導課、各総合支所環境建設課
	2 法律による財政援助	
	3 がれきの処理	
第2 激甚災害の指定	1 激甚災害の指定手順	各部課
	2 激甚災害に関する調査報告	
	3 激甚災害の指定促進	

第1 災害復旧事業の推進

1 災害復旧事業の推進

各施設を所管する部及び課は、次のような災害復旧事業計画を立案し、関係機関と連携して災害復旧事業にあたる。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防設備、道路、橋梁、公園、上下水道等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、更に、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を蒙るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努めるものとする。

(3) 都市施設災害復旧事業計画

- ① 都市計画区域における街路、都市排水施設等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- ② 復旧にあたっては都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

(4) 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進めるものとする。

＜風水害対策編＞
第2章 災害復旧計画 第1節 災害復旧事業

(5) 公立文教施設災害復旧事業計画

- ① 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- ② 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

(6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- ① 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので国、県その他関係機関の融資を促進する。
- ② 再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

(7) 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

(8) 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

(9) 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(10) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

(11) 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

(12) 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 法律による財政援助

災害が発生した場合、次の事業に対し法律（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を除く）に基づいた財政援助を受けることができる。

■法律による財政援助

根 拠 法 令	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路等の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、林業、農業用施設、共同利用施設の復旧事業

＜風水害対策編＞
第 2 章 災害復旧計画 第 1 節 災害復旧事業

道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
下水道法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担施行令	下水道の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

3 がれきの処理

資源循環推進課、施設課、廃棄物指導課及び各総合支所環境建設課は、県及び関係機関と連携して、がれきの処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることによりがれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第 2 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号 以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

1 激甚災害の指定手順

激甚法第 2 条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとらめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

2 激甚災害に関する調査報告

(1) 市

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

(2) 県

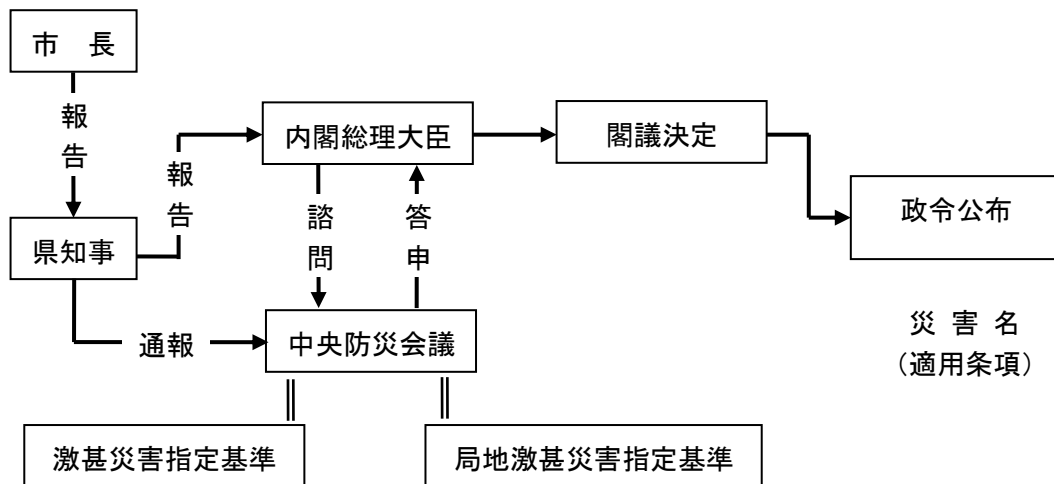
県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼす。

そこで、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

■激甚災害指定の手続のながれ



第2節 被災者等の生活再建等の支援

◆節の項目と担当

項	目	担 当
第1 被災者への支援	1 生活相談	広聴・相談課、市保健所、広報戦略課、男女平等政策課、男女平等推進センター、労政課、総務部総務課、生活支援第一課、家庭子ども相談課、税収納推進課、市民税課、資産税課、健康保険課、介護保険課、市営住宅課、地域振興課、市民福祉課、各所管課、情報収集班
	2 女性のための相談	
	3 り災（被災）証明書の発行	
	4 雇用機会の確保	
	5 義援金品の受付及び配分	
	6 生活資金の確保	
	7 災害弔慰金等の支給	
	8 市税等の納付相談・減免等	
	9 介護保険における措置	
	10 住宅復興資金の融資	
	11 災害公営住宅の建設等	
	12 郵政事業の特例措置	
	13 被災者台帳の整備	
第2 地域復興の支援	1 中小企業者への融資	商工政策課、生産流通課
	2 農林漁業事業者への支援	

第1 被災者への支援

情報収集班は、被害調査や罹災証明書の発行の他、被災者の生活再建の支援を迅速かつ効率的に行えるよう環境整備に努める。その実施にあたってはシステムの導入や業務の効率化を図るものとする。

1 生活相談

広聴・相談課及び市民福祉課は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施する。

保健予防課、健康推進課、地域保健課及び市民福祉課は、精神科医療機関等と協力して、被災者や要配慮者の精神的な障害を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。

また、必要な情報提供の依頼を広報戦略課及び広聴・相談課に行い、そのための資料を作成する。

2 女性のための相談

家庭子ども相談課、男女平等政策課及び男女平等推進センターは、災害によって生じたストレスや暴力被害など女性の心身の健康などに対応するため、電話相談や面接相談で対応し、市保健所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣などを実施し、女性のための相談を実施する。

また、女性のための一時保護施設を確保する。

3 り災（被災）証明書の発行

生活支援第一課及び地域振興課は、被災者の「り災（被災）証明書」交付申請に対し、家屋の被害調査結果または、申請者の立証資料を確認のうえ、「り災（被災）証明書」を交付する。

証明する範囲は、基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■ り災証明の担当及び証明の範囲

担 当	証 明 の 範 囲
生活支援第一課 地 域 振 興 課	家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損
消 防 本 部	火災による焼損等

4 雇用機会の確保

災害により被害を受けた市民が速やかに再起更正できるよう雇用機会の確保を図る。労政課は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、県に対し要請するとともに、市民に情報を提供する。

■ 県が行う雇用対策

- ① 災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
- ② 離職者の早期再就職の促進
災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助にあたっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。
ア 公共職業安定所内に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
イ 被災地内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。
- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

5 義援金品の受付及び配分

(1) 受付

総務部総務課は、義援金品受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を開設し保管する。義援品は、物資管理センターに保管する。

(2) 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

＜風水害対策編＞
第2章 災害復旧計画 第2節 被災者等の生活再建等の支援

■配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3か月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
義援品	避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金配分委員会における決定は不要とすることができる。	

※被災者世帯への配分において、床上浸水及び床下浸水の浸水被害については、住家の被害区分（り災区分）に準じた整理により一部損壊に含まれる。

6 生活資金の確保

(1) 災害援護資金

生活支援第一課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

■災害援護資金の内容

対象となる災害	ア 市に災害救助法が適用された場合の自然災害 イ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付対象	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、その世帯の前年の総年間所得が次の額未満の世帯に限る。 ① 世帯構成人数 1人の場合 … 220万円 ② 2人 … 430万円 ③ 3人 … 620万円 ④ 4人 … 730万円 ⑤ 5人以上 … 一人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする	
貸付金額（限度額）	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は流出 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のア重複 250万円 イ 1と2のイ 〃 270万円 ウ 1と2のウ 〃 350万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウ 〃 350万円 ウ 3のイ 〃 350万円	

＜風水害対策編＞

第2章 災害復旧計画 第2節 被災者等の生活再建等の支援

貸付条件	据置期間	3年（特別の事情がある場合5年）
	償還期間	10年（据置期間含む）
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦償還
	貸付利率	市条例で定める年3%以内の率（据置期間中は無利子）

(2) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、救助法の適用となった地域及び特例措置が必要と県知事が設定した地域に住所を有し、被災により当座の生活費を必要とする世帯（低所得者に限らない）に対して生活福祉資金を貸し付ける。（相談窓口：市社会福祉協議会）

■生活福祉資金の内容

① 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

貸付金額	原則10万円 ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円とする。 ア．世帯員の中に死亡者がいるとき イ．世帯員に要介護者がいるとき ウ．世帯員が4人以上いるとき エ．重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に県社協会長が認めるとき
貸付利子	無利子
据置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	据置期間経過後2年以内
連帯保証人	不要

② 福祉資金（住宅補修費、災害援護費）貸付

住宅補償費	250万円以内
災害援護費	150万円以内
貸付利子	年1.5% 連帯保証人ありの場合は無利子
据置期間	貸付の日から2年以内
償還期限	据置期間経過後20年以内

ただし、(1)の災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として対象外。

なお、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた場合は、通常の福祉資金貸付と同じとなる。

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
住宅補償費	250万円以内
災害援護費	150万円以内
貸付利子	年1.5% 連帯保証人ありの場合は無利子
据置期間	貸付の日から6ヶ月以内
償還期限	据置期間経過後7年以内

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

＜風水害対策編＞
第2章 災害復旧計画 第2節 被災者等の生活再建等の支援

家庭子ども相談課は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据え置き期間の延長の特例が設けられている。

7 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

生活支援第一課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

生活支援第一課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、該当住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害見舞金

生活支援第一課は、「久留米市災害見舞金の支給等に関する規定」に基づき、市長が認めた火災、爆発及び自然災害により被害を受けた市民（災害により被害を受けた当時、本市に居住していた者をいう。）であって、市規定別表第1に掲げる被害の区分に応じ、同表認定基準の欄に規定する基準に該当する被害を受けた者に対し災害見舞金等を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金

県から支援金の支給に関する事務の委託を受けている公益財団法人都道府県センターは、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

■被災者生活再建資金の内容

対象世帯	自然災害により次のいずれかに該当する世帯
	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
	② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
	③ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不可能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
	④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
	⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

＜風水害対策編＞

第 2 章 災害復旧計画 第 2 節 被災者等の生活再建等の支援

支給額は、次の 2 つの支援金の合計額となる（中規模半壊世帯を除く）
 （※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）
 ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区 分	基礎支援金		加算支援金		計 (万円)
	住宅の被害程度		住宅の再建方法		
	①		②		①+②
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全 壊 世 帯 解 体 世 帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 世 帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 世 帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25

8 市税等の納付相談・減免等

税収納推進課、市民税課、資産税課、介護保険課及び健康保険課は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

■市税等の減免等の種類、内容、担当

納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。		市民税課 資産税課
徴 収 猶 予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税を一 時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。（地方税法第 15 条）		税収納推進課
減 免	被災した納税義務者等に対し、該当する各税目等について減免を行う。		
	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	市民税課
	固 定 資 産 税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。	資産税課
	介 護 保 険 料	被災した被保険者の状況に応じて減免を行う。	介護保険課
	国民健康保険料 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 等	被災した納付義務者の状況に応じて保険料及び一部負担金の減免を行う。	健康保険課
	軽 自 動 車 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	市民税課
	特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。	資産税課

9 介護保険における措置

介護保険課は、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

認定更新申請期限に関する措置	災害により、定められた期間内に要介護認定又は要支援認定更新の申請をすることができなかった被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、市に対し申請をすることかできる。
給付差し止め等に関する措置	災害により定められた期間を過ぎても保険料等払い込むことのできない被保険者に対して、保険給付の差し止め等を行わない。
介護保険サービス利用者負担額の減額	災害により、被保険者（要介護被保険者、要支援被保険者）及び世帯の生計中心者の居住する家屋等に著しい損害を受けた場合は、サービス利用料負担を軽減する。
給付割合の増額	災害により、居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた被保険者（要介護被保険者、要支援被保険者）に対し、次の介護給付、予防給付の割合を増やす。 1 増額される要介護被保険者への介護給付 ① 居宅介護サービス費の支給 ② 特例居宅介護サービス費の支給 ③ 地域密着型介護サービス費の支給 ④ 特例地域密着型介護サービス費の支給 ⑤ 施設介護サービス費の支給 ⑥ 特例施設介護サービス費の支給 ⑦ 居宅介護福祉用具購入費の支給 ⑧ 居宅介護住宅改修費の支給 2 増額される居宅要支援被保険者への予防給付 ① 介護予防サービス費の支給 ② 特例介護予防サービス費の支給 ③ 地域密着型介護予防サービス費の支給 ④ 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 ⑤ 介護予防福祉用具購入費の支給 ⑥ 介護予防住宅改修費の支給

10 住宅復興資金の融資

住宅金融公庫は、「住宅金融公庫法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

11 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し供給する。市営住宅課は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

12 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、日本郵便株式会社は、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(5) 医務機関による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、医務機関から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力する。

(6) 簡易保険福祉事業に対する災害救護活動の要請

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、簡易保険福祉事業団に対し、加入者福祉施設が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、災害救護活動に従事するよう要請する。

(7) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易保険積立金を短期融通する。

13 被災者台帳の整備

情報収集班は被災者援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要に応じて被災者の個々の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

第2 地域復興の支援

1 中小企業者への融資

(1) 久留米市中小商工業融資委員会の開催

商工政策課は、関係金融機関、信用保証協会、関係指導機関等で構成する久留米市中小商工業融資委員会を開催して、災害融資の円滑化を図る。

(2) 被災事業者の相談窓口の設置

商工政策課及び、産業振興課は、被災事業者向け相談窓口を設置し、相談や問合せに対応するとともに、商工団体への聞き取りや被災事業者への訪問調査を実施し、被災状況や支援ニーズの把握に努める。

(3) 融資の案内

商工政策課及び産業振興課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市をはじめ、国や県などの中小企業融資制度を案内する。

■中小企業への融資制度

対象者	久留米市内に事業所を有し、原則として融資申し込み日の以前、引き続き1年以上同一業種の事業を営んでいる中小企業者であつて、災害等の突発的な事態の発生により経営の安定に支障を生じている中小企業者
相談窓口	☐ 商工政策課 ☐ 各商工会議所、商工会 ☐ 県中小企業団体中央会

2 農林漁業事業者への支援

農政課は、災害により被害を受けた農林漁業事業者に対し、農林漁業関係の融資を案内する。

■農林漁業関係の融資

① 天災資金〔経営資金〕（農協等）	② 天災資金〔事業資金〕（中金、信連）
③ 農業基盤整備資金（公庫）	④ 主務大臣指定災害復旧資金（公庫）
⑤ 林業基盤整備資金（公庫）	⑥ 漁業基盤整備資金（公庫）
⑦ 漁船資金（公庫）	⑧ 共同利用施設災害復旧資金（公庫）
⑨ 農林漁業セーフティネット資金（公庫）	
⑩ 農林漁業災害対策資金 特別資金（公庫）	
⑪ 農林漁業災害対策資金 経営安定資金（農協等）	

※中金＝農林中央金庫、信連＝信用漁業協同組合連合会、公庫＝日本政策金融公庫

【資料編】

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱（資料35）

第3節 災害復興

◆節の項目と担当

項	目	担	当
第1	復興計画作成の体制づくり	各部課	
第2	復興に対する合意形成		
第3	復興計画の推進		

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを多様な市民の意見を反映し、実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市町村及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

なお、復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。

第2 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努めるものとする。

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。